

関西防災・減災プラン  
(原子力災害対策編)

(変更案)

平成 25 年 6 月

関 西 広 域 連 合  
広 域 防 災 局

# 目次

<b>I 総論</b>	1
1 計画の目的	1
2 本計画における用語の定義	1
3 原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務	2
4 計画の性格	2
5 原子力災害対策重点区域	3
6 原子力災害の想定	5
7 計画の改定	7
<b>II 災害への備え</b>	9
1 情報の収集・連絡体制等の整備	9
2 災害応急体制の整備	11
3 モニタリング情報の共有・発信体制の整備	13
4 緊急被ばく医療体制の整備	14
5 広域避難体制の整備	14
6 飲食物の出荷制限、摂取制限	22
7 水道水の摂取制限	23
8 住民等への的確な情報伝達体制の整備	24
9 住民等に対する知識の普及啓発	25
10 防災訓練への参加等	26
<b>III 災害への対応</b>	29
<広域連合における災害対応の流れ>	30
【初動段階・応急対応段階】	
1 活動体制の確立	32
2 屋内退避、避難収容等の防護活動	34
<緊急事態区分とEAL>	37
<緊急事態区分と主な措置の枠組み>	38
<OILと防護措置の概要>	40
<OILに基づく防護措置の枠組み>	41
<防護措置実施フロー例>	42
3 広域避難の調整	43
4 飲食物の出荷制限、摂取制限	46
5 水質汚染対策	47
6 緊急被ばく医療	47
7 住民等への的確な情報伝達	48

【復旧・復興段階】

8	モニタリング情報の共有・発信（継続）	49
9	被災者の生活支援	49
10	風評被害等の影響の軽減	49
11	放射性物質による環境汚染への対応	49
12	原子力損害賠償	50

**付属資料** 51

1	福島第一原子力発電所事故の概要	51
2	原災法及び災対法の関係条文	64
3	原子力災害対策の留意点	67
4	原子力災害対策重点区域の概ねの範囲内の市町別人口	72
5	関西周辺の原子力施設の概要	74
6	原子力事業者との情報連絡に関する覚書	76
7	関西広域防災計画策定委員会 原子力災害対策専門部会 委員名簿	79
8	広域連合・構成団体と原子力防災関係機関との協定等一覧	79
9	関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況	80
10	関西周辺の被ばく医療機関の指定状況	83
11	福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響	85
12	原子力防災用語解説	89



# I 総論

## 1 計画の目的

本計画は、原子力施設において、国や原子力事業者が万全を期してあらゆる安全対策に取り組んでもなお、事故災害が発生する場合に備えて、住民、事業者、旅行者等（以下「住民等」という。）の安全を守るため、関西広域連合（以下「広域連合」という。）及び構成団体が、連携県と連携して行う広域的な対応策を取りまとめるものである。

2011年3月11日の東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を生かすとともに、広域連合構成府県内に立地しない施設の事故災害を想定するものであることから、施設の所在県に十分配慮しつつ調整し、取りまとめる。

広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、関係する市町村、その他の関係機関・団体に本計画の内容を周知するとともに、原子力災害に適切に対応するために知っておくべき事柄を中心に、広く住民等への周知を図る。

《付属資料1：福島第一原子力発電所事故の概要》

## 2 本計画における用語の定義

本計画における用語の定義は以下による。

用語	定義
構成府県	広域連合構成団体のうち、広域防災事務に参加する6府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）をいう。
構成市	広域連合構成団体のうち、広域防災事務に参加する4市（京都市、大阪市、堺市、神戸市）をいう。
構成団体	構成府県及び構成市をいう。
連携県	広域連合構成団体のうち、広域防災事務に参加していない鳥取県と、広域連合の連携団体である福井県、三重県及び奈良県の4県をいう。
関係機関・団体	①関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関）、②応援協定ブロック（九州地方知事会、中部圏知事会）及び全国知事会、③企業・団体等の総称をいう。
関西圏域	構成府県及び連携県の区域をいう。
所在県	原子力災害対策特別措置法に基づく用語。本編では福井県をいう。
所在市町	原子力災害対策特別措置法に基づく用語。本編では福井県敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町をいう。
関係周辺府県	原子力災害対策特別措置法に基づく用語。本編では滋賀県、京都府をいう。
関係周辺市町	原子力災害対策特別措置法に基づく用語。本編では福井県福井市、小浜市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町、若狭町、滋賀県高島市、長浜市、京都府京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町をいう（施設によって対象となる市町は異なる）。
広域避難	府県域を越える広域的な避難をいう。災害対策基本法第86条の3に定める「都道府県外広域一時滞在」と同義。

### 3 原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務

#### (1) 事業者の責務

原子力災害は一般的にはその災害の原因となる事故に係る原子力事業者が存在し、当該事業者に一義的な責任があることから、原子力事業者の防災に関する責務を規定している（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第3条）。

#### (2) 国の責務

原子力防災には専門的知見が必要であり地方公共団体だけの対応では限界があること、また、原子炉の安全規制は国が一元的に実施していることから、国が果たす役割は自然災害に比べて大きいとの視点に立ち、原災法では、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第3条第1項の責務に加え、国の責務を次のように規定している。

- ・内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出（第15条第2項）
- ・内閣総理大臣による市町村長及び都道府県知事に対する避難のための立退きの指示等を行うべきことの指示（同条第3項） 等

#### (3) 地方公共団体の責務

##### ① 府県、市町村の責務

原災法では、原子力災害の特殊性に鑑み、国、原子力事業者の責務を明確化しつつ、地方公共団体について、災対法に規定された府県の責務（災対法第4条第1項）、市町村の責務（災対法第5条第1項）をそれぞれ遂行すべき旨を規定している（第5条）。府県、市町村はともに原災法上は内閣総理大臣の指示を受ける立場でありながらも、地域住民の安全確保に一義的な責務を有する者として、内閣総理大臣の指示がない場合でも、状況に応じて積極的・主体的に対応する必要がある。

##### ② 広域連合の責務

広域連合は、原災法及び災対法に基づき構成団体、連携県が実施する原子力災害対策において、府県間調整を要する課題を中心に、関西全体の防災の責任主体としての責務を果たす必要がある。

《付属資料2：原災法及び災対法の関係条文》

### 4 計画の性格

#### (1) 広域連合の原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、広域連合の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び原災法第6条の2に基づき定められる原子力災害対策指針（以下「指針」という。）を踏まえるとともに、所在県、関係周辺府県の地域防災計画、原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。

なお、広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、本計画に基づき想定される様々な事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

## (2) 原子力災害対策における広域連合の役割

広域連合は、構成団体、連携県と連携し、災害時には、①情報の収集と共有、②所在県、関係周辺府県等が実施する防護措置、特に広域避難に関する調整、さらには、③関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信の役割を主に担う。また、平常時にはこれらの役割に即して、事前の備えに取り組む。

### <災害時の広域連合の主な役割>

#### ① 情報の収集と共有

広域連合は、国、所在県、関係周辺府県、原子力事業者等と連携し、原子力施設の状態や放射性物質の拡散状況等の災害の状況とこれに対する関係機関の対応に関する情報収集を迅速に行い、構成団体・連携県と共有する。

#### ② 広域避難に関する調整

広域連合は、府県域を越える広域的な避難が円滑に実施されるよう、構成団体・連携県と連携し、国、関係機関・団体の協力を得て、避難先や移動手段の確保等の調整を行うほか、避難に当たって必要となる支援に関する調整を行うなど、原子力災害の直接的な影響を受ける地域の災害対応を支援する。

#### ③ 関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信

原子力災害の特殊性に鑑み、関西圏域の住民等の安全・安心を確保するため、大気、水質、農林水産物等の放射性物質濃度の測定結果等の客観的な情報に基づき、わかりやすく迅速・的確な情報発信を行い、住民等の不安解消に努める。

また、地域の安全性に関する情報を関西圏域内外に広く発信することにより、農林水産業、製造業、観光業等における風評被害の軽減を図る。

《付属資料3：原子力災害対策の留意点》

## 5 原子力災害対策重点区域

住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示等が必要である。

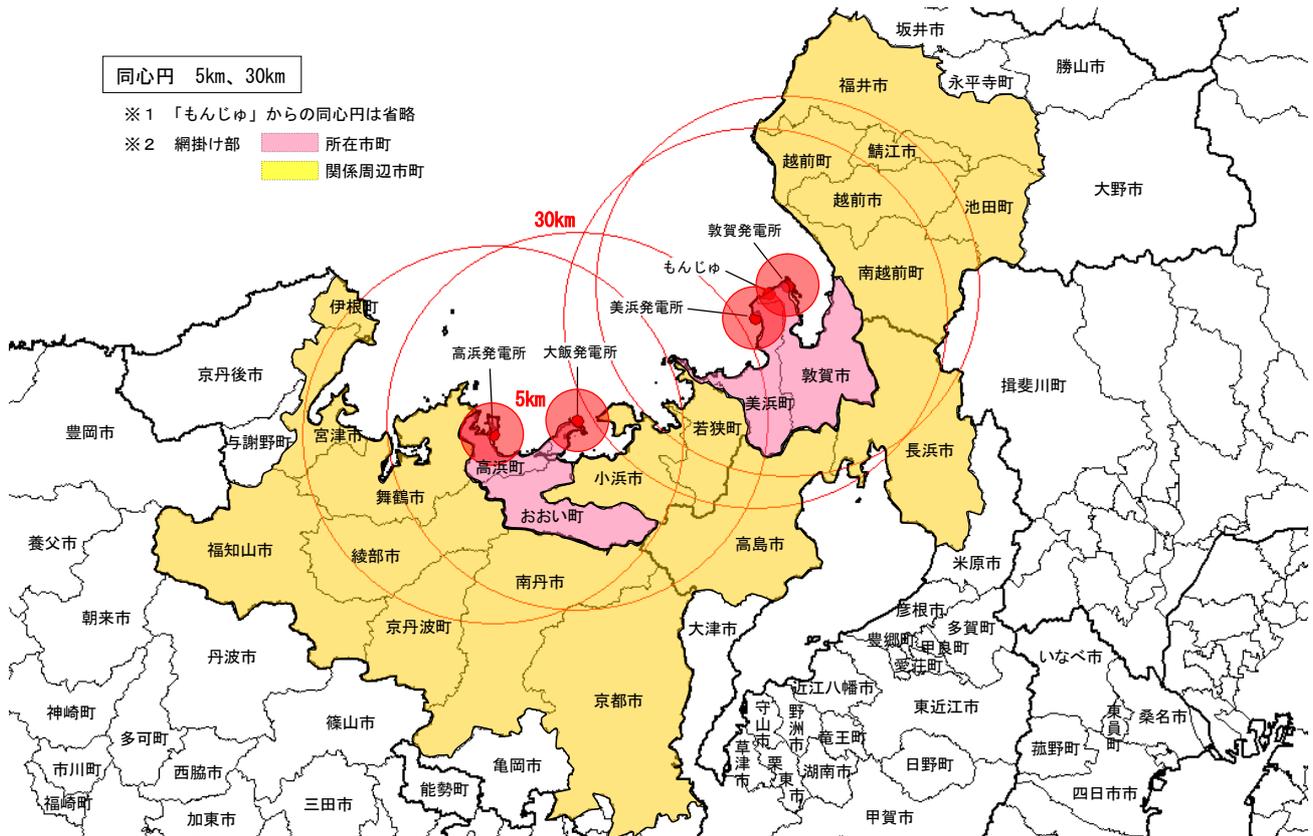
本計画における同区域の範囲は、所在県及び関係周辺府県が国の関与のもと府県間で齟齬が生じないように調整して定める範囲とし、その概ねの範囲は下図のとおりである。（詳細は、各府県の地域防災計画において定められる。）

○原子力災害対策重点区域の定義（原子力災害対策指針より）

区 域	原子力施設 からの距離	定 義
予防的防護措置を 準備する区域 （P A Z : Precautionary Action Zone）	概ね 5 k m	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
緊急時防護措置を 準備する区域 （U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）	概ね 30 k m	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域
プルーム通過時の被ばくを避 けるための防護措置を実施す る地域 （P P A : Plume Protection Planning Area）		<p>U P Z 外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、U P Z の目安である 30km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</p> <p>プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、U P Z 外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</p> <p>以上を踏まえて、P P A の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。</p>

## ○原子力災害対策重点区域の概ねの範囲

※詳細は各府県の地域防災計画において定められる。



## ○原子力災害対策重点区域の概ねの範囲内の人口（人）

発電所名	高浜発電所		大飯発電所		美浜発電所		敦賀発電所	
	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ
福井県	4,277	49,561	1,036	76,592	730	186,113	387	266,533
滋賀県	—	—	—	1,017	—	14,199	—	8,155
京都府	130	126,354	—	61,017	—	—	—	—
合計	4,407	175,915	1,036	138,626	730	200,312	387	274,688

平成 24 年 10 月 3 日原子力規制委員会公表「原子力発電所周辺地域の人口データ」※<sup>1</sup>より作成  
 原子力発電所ごと※<sup>2</sup>に、PAZ：5km 圏内、UPZ：5～30km 圏の夜間人口を記載

※<sup>1</sup> 「平成 17 年国勢調査に関する地域メッシュ統計」（財団法人日本統計協会）を基に、原子力発電所からの距離に応じた同心円に含まれる 500mメッシュ当たりの人口数を積算されたもの

※<sup>2</sup> 高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）及び原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）については省略

《付属資料 4：原子力災害対策重点区域の概ねの範囲内の市町別人口》

## 6 原子力災害の想定

### (1) 計画の基礎となる原子力災害の想定

- ① 福井県内に立地する高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所、高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）及び原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）での事故災害とする。

ただし、これら実用発電用原子炉以外の原子力施設や関西圏域外の原子力施設の

事故災害についても、その影響が広域に及ぶ場合は、状況に応じて本計画に基づき対応する。

#### 《付属資料5：関西周辺の原子力施設の概要》

- ② ①の原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

(原子力災害対策指針 第1 (2) ① (i) より抜粋)

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

#### ※複合災害への対応について

地震・津波等の自然災害と同時又は連続して原子力災害が発生する複合災害への対応については、本プラン地震・津波災害対策編や今後策定する風水害対策編と合わせて総合的に対応できるよう柔軟な体制の整備に努める。

#### (2) 想定されるUPZ外への影響

福島第一原発事故では、IAEA（国際原子力機関）の新たな判断基準に照らして安定ヨウ素剤の予防服用が必要となる場所が、概ね50kmの地点にまで及んだ可能性がある<sup>(注)</sup>と考えられる。原子力規制委員会は、UPZ外においてもプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響が想定されることから、今後、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）」の具体的な範囲を検討することとしている。

事故状況や気象状況により影響の及ぶ範囲は大きく変わるが、UPZ外でも一定の防護措置を準備しておく必要があると考えられるため、今後、国におけるPPAの導入の検討及びそれに基づく指針の改定に合わせて、放射性物質拡散予測も参考にしながら、UPZ外において準備する防護措置や住民等が緊急時にとるべき行動の内容を明

らかにした上で、広域連合としての対応を検討する。

(注)「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間とりまとめ

(平成 24 年 3 月 22 日 原子力安全委員会 原子力施設等防災専門部会 防災指針検討ワーキンググループ)

## 7 計画の改定

本計画は、指針の改定等に合わせて、今後継続的に改定を進める。

### <指針改定に合わせた計画の改定>

以下の事項については、指針（平成 25 年 2 月 27 日時点）において今後詳細な検討が必要とされており、今後、原子力規制委員会で専門的な検討が実施される。その結果を踏まえて行われる指針の改定に合わせて、必要に応じて、本計画を改定する。

なお、これらの課題について時期を定めて早急に検討を行い、指針を改定することを国に求めるとともに、対応に要する費用について国による財源確保を求めていく。

#### ① 原子力災害事前対策の在り方

- ・ IAEA が公表する導出過程に基づく包括的判断基準からの OIL の算出、OIL の初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づく OIL の設定の在り方
- ・ プルームの影響を考慮した PPA の導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲

#### ② 緊急時モニタリング等の在り方

- ・ 緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定、OIL の変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方

#### ③ 緊急被ばく医療の在り方

- ・ UPZ 以遠における安定ヨウ素剤の投与の判断基準としての EAL や OIL の整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等

#### ④ 地域住民との情報共有等の在り方

- ・ 適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

### <詳細検討を踏まえた計画の改定>

以下の事項については、本計画において広域連合として継続して検討していく課題と位置づけており、その検討状況を踏まえて、必要に応じて、本計画を改定する。

#### ① 広域避難対策の詳細検討を踏まえた対応

所在県、関係周辺府県の広域避難計画の実効性を高めるため、広域連合として、構成団体・連携県と連携し、国、関係機関の協力を得ながら実施する広域避難対策の詳細検討の結果を踏まえて、必要に応じて、本計画にその要旨を反映する。

#### ② 琵琶湖への影響予測結果を踏まえた対応

原子力災害の発生により放射性物質が拡散することを想定して、滋賀県が平成 25 年度末を目途にとりまとめる琵琶湖への影響予測の結果を踏まえて、必要に応じて、本計画を改定する。

## II 災害への備え

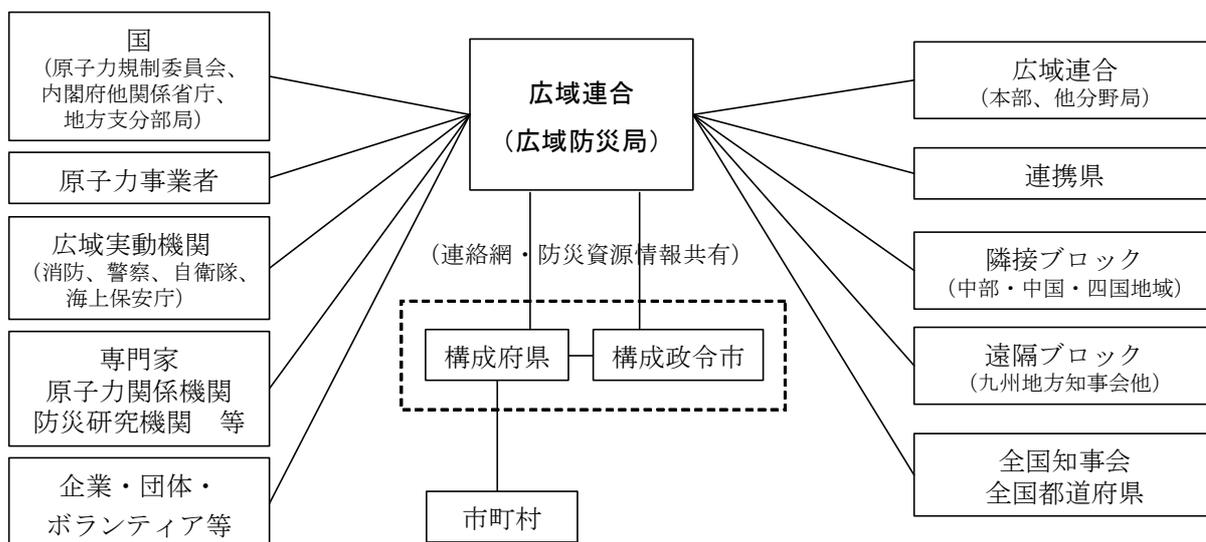
本章では、広域連合及び構成団体が連携県、国、その他関係機関・団体と連携して行う事前対策の内容を示す。

なお、関係周辺府県が行う事前対策は、各府県が地域防災計画で詳細に定める。ここでは、これら地域防災計画との整合を図りつつ、広域連合として一体的な対策を行う観点から、事前対策の全体像を示す。

また、原子力災害対策においては、所在県との連携が不可欠であるため、本章に定める内容に基づき所在県との連携を図る。

広域連合は、原子力災害発生時の対応を迅速かつ円滑に実施するため、平常時から、構成団体、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関・団体との緊密な連携のもと、以下に示す体制整備や訓練等に取り組み、原子力災害に備える。

### ○ 広域連合(広域防災局)と関係機関・団体との関係



#### 1 情報の収集・連絡体制等の整備

広域連合は、構成団体、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関・団体と原子力防災に関する情報の収集と連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

広域連合及び構成団体は、原子力災害に対し万全を期すため、連携県、国、原子力事業者その他関係機関・団体との間における情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替の連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

(連絡手段例) 一般電話、携帯電話、防災行政無線、ファクシミリ、電子メール及び衛星電話等

## (2) 原子力事業者との連携

### ① 覚書の締結

広域連合は、原子力事業者と情報連絡に関する覚書を締結し、原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から緊密な情報交換により連携を深める。また、広域連合は、原子力事業者との緊急時における協力・連携の内容についてあらかじめ調整を行う。

### ○原子力事業者との覚書

事業者名	覚書名称	締結日
関西電力(株)	原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書	平成24年3月3日
日本原子力発電(株)	原子力発電所に係る情報連絡に関する覚書	平成24年3月30日
(独法)日本原子力研究開発機構	原子炉施設に係る情報連絡に関する覚書	平成24年3月30日

### 《付属資料6：原子力事業者との情報連絡に関する覚書》

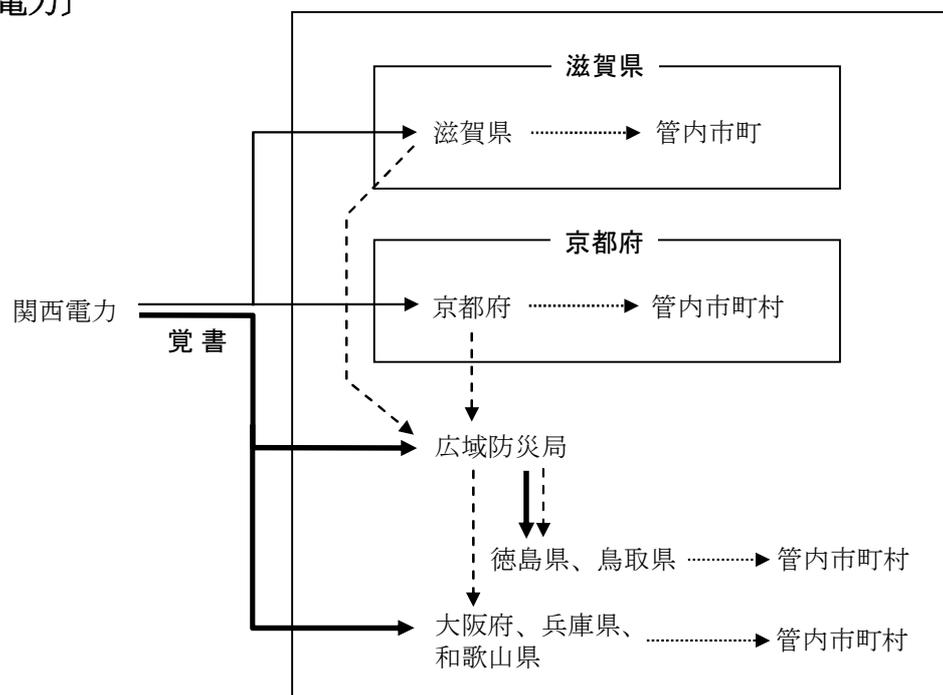
### ② 連絡体制の整備

広域連合は、原子力事業者との覚書に基づき、次のとおり連絡体制を整備する。

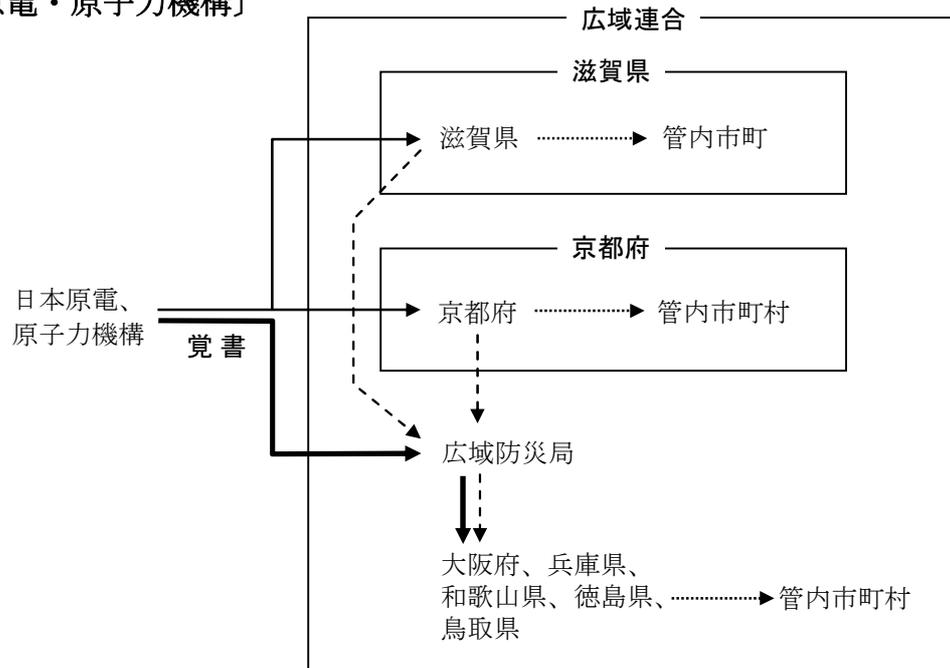
- ・異常事態発生時、原子力事業者は、覚書に基づき、広域連合広域防災局に対し、直ちに事態の情報を連絡する。(滋賀県及び京都府へは、原災法及び個別の取決等に基づき、原子力事業者から別途連絡がある。)
- ・滋賀県及び京都府は、警戒対応等事態の推移に備える必要がある場合については、広域防災局に連絡する。広域防災局は必要に応じ、滋賀県及び京都府と情報交換を行う。
- ・広域防災局は、直ちに他の構成団体に原子力事業者及び滋賀県、京都府からの情報を伝達し、必要に応じ、事態の推移に備え、対応する。

### ○原子力事業者との連絡体制（情報の流れ）

#### 〔関西電力〕



〔日本原電・原子力機構〕



(3) 専門家の活用体制

広域連合及び構成団体は、収集した情報の分析・整理や対策の検討について助言を得るため、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

《付属資料7：関西広域防災計画策定委員会 原子力災害対策専門部会 委員名簿》

2 災害応急体制の整備

広域連合は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

なお、災害応急体制の整備に当たっては、原子力災害発生時において事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的猶予がない場合もあり得ることに留意する。

(1) 情報収集体制の整備

広域連合及び構成団体は、原災法第10条に基づく通報事象（特定事象）又はこれには至っていないが、その可能性がある事故・故障等の事象又は自然災害（警戒事象）が発生した場合は、速やかに情報収集体制を確立できるよう、あらかじめ職員の参集基準、情報収集の方法、連絡経路等からなる情報収集体制の整備を図る。

(2) 災害対策本部体制の整備

広域連合は、原災法第15条に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された場合に、広域連合長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営できるよう、本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、広域連合災害対策本部と構成団体が設置する災害対策本部との連携を円滑に行うため、あらかじめ本部間の役割分担、情報共有や連絡調整の手順、所在県、関係周辺府県の災害対策本部への連絡員の派遣基準等についてもあらかじめ定めておく。

### (3) 原子力災害合同対策協議会等での情報収集

原子力緊急事態宣言の発出後、国、所在県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村により、原災法第 23 条に基づく原子力災害合同対策協議会がオフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）に設置される。

広域連合は、災害の状況、実施される応急対策等の内容を迅速かつ的確に把握し、事態の推移に応じて広域避難の調整、資機材や要員の確保等の対応に備えるため、同協議会への職員派遣の手順と、職員派遣をしない場合の関係周辺府県を通じた情報収集の方法等について、国、所在県、関係周辺府県と協議し、あらかじめ定めておく。

### (4) 広域的な応援協力体制の拡充・強化

#### ① 広域連合他分野局との連携

広域連合広域防災局は、原子力災害発生時に、他の分野と連携して被災地の応急対策及び復旧・復興対策に取り組む体制をあらかじめ整備する。

- ・ 緊急被ばく医療における資機材・人員等支援
- ・ 国内外に向けた風評被害対策
- ・ 被災企業に対する支援 等

#### ② 他の広域ブロックとの連携

広域連合及び構成団体は、中部圏や中国・四国の隣接ブロックや九州等遠隔地との間で相互応援協定の締結等により連携強化を図り、原子力災害発生時の広域的な応援体制を整備する。

○関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

締結日 : 平成 23 年 10 月 31 日

応援の種類 : 職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、船舶等の輸送手段の確保、医療支援等

○全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

締結日 : 平成 8 年 7 月 18 日（平成 24 年 5 月 18 日改正）

応援の種類 : 被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋

#### ③ 国との連携

高い専門性が要求される原子力災害対策においては、国（原子力規制委員会、内閣府、その他関係省庁）の果たす役割が大きく、円滑な災害対応に当たる上で、国との密接な連携が不可欠である。

本計画の内容について国の災害対応との整合を図るほか、広域避難に関する調整など広域連合による災害対応の実施体制や活動手順等の詳細について、あらかじめ国と協議し、連絡調整の体制を整備する。

#### ④ 企業・団体等との連携

広域に及ぶ原子力災害においては、相当規模で迅速な対応が必要となるため、広

域避難（避難手段の確保、避難経路の確保等）、スクリーニング（要員・機材の確保）、物資の調達・輸送等について、国の協力を得ながら、各分野に専門性を持つ企業や団体等との協力体制を整備する。

### ⑤ 原子力防災関係機関との連携

広域連合は、避難、スクリーニング（居住者、車両、携行品等の放射線量の測定）、被ばく医療等の緊急時対応に必要な資機材や人員の確保等に関する広域的な応援体制を整備するため、必要に応じ国の協力を得ながら、原子力防災関係機関・団体と協定を締結する等により連携の強化を図る。

なお、協定の締結等の関係機関・団体との連携強化については、基本的に、関西圏域を対象範囲とする関係機関・団体とは広域連合が、単一の府縣市域を対象範囲とする関係機関・団体とは構成団体が主となって推進する。

《付属資料8：広域連合・構成団体と原子力防災関係機関との協定等一覧》

## （5）資機材等の整備と協力体制の構築

構成団体は、必要に応じて地域防災計画に基づき原子力災害対策に係る資機材の整備を行う。

広域連合は、各構成団体の資機材保有状況に関する資料を定期的に交換するなど広域連合内での情報共有を図るとともに、大規模な原子力災害が発生した場合に備え、各構成団体の資機材を相互融通する体制を整備する。また、国や原子力事業者等とも連携し、資機材の確保に係る協力体制を整備する。

なお、UPZを含む構成団体の資機材整備は、国の財政措置があるが、それ以外の構成団体は独自に資機材整備を行う必要がある。今後国で検討される放射性プルームへの防護措置などUPZ外に必要な事前対策について財政措置を国に要望していく。

### ○整備する資機材（例）

対応	用途	資機材
緊急時 モニタリング	放射線計測	可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイメータ 等
	放射線防護	個人線量計、防護服、防護マスク、手袋 等
緊急被ばく医療	放射線計測	サーベイメータ、ホールボディカウンタ
	放射線防護	個人線量計、防護着一式（白衣・手術着、帽子、マスク、手袋、ゴーグル、シューズカバー等）、養生シート、ろ紙シート等
	除染、医療	除染剤、医療資材、医薬品（一般医薬品、安定ヨウ素剤等）
除染活動	除染	高圧洗浄機、舗装剥ぎ取り用機器、表土除去用重機 等

## 3 モニタリング情報の共有・発信体制の整備

### （1）モニタリング体制の整備

構成府県は、周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を評価する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施する。また、関係周辺府県は、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の育成・確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制の整備に努める。

広域連合は、モニタリング情報を住民等に発信するため、国が収集・分析するモニタリング情報を把握し、住民等にわかりやすく発信する体制の構築に努める。

なお、所在県、関係周辺府県及び広域連合が防護措置の実施に当たって活用できるよう、国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備するよう、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に働きかけていく。

## (2) 広域的なモニタリング体制充実の働きかけ

### ① 常設の観測網の充実

指針において、O I Lによる防護措置は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、従来のS P E E D Iを活用した予測線量ではなく、モニタリングによる実測線量に基づき実施することとされている。O I Lは原子力施設からの距離に関わらず適用されることから、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に対し、UPZ外の区域も含めて、常設のモニタリング設備が広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うことを求めるなど、常設の観測網の充実を働きかけていく。

### ② S P E E D Iの活用

防護措置の実施の判断を迅速・的確に行うためには、モニタリングによる実測情報に加え、S P E E D I等による予測情報を活用することが有効である。このため、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に対し、S P E E D Iの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を示すよう働きかけていく。

《付属資料9：関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況》

## 4 緊急被ばく医療体制の整備

関係周辺府県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行う。

広域連合（広域防災局及び広域医療局）及び構成団体は、国、連携県と協力し、必要に応じ、放射線医学総合研究所等の専門機関の指導・助言も受けながら、緊急搬送も含めた広域的な被ばく医療体制の構築について検討を行う。

安定ヨウ素剤の配備については、UPZ 外においてもブルーム通過時の防護措置として安定ヨウ素剤の配布・服用が必要になることが想定されるため、今後国から示される具体的な方針の内容に合わせて、広域連合でも広域的な対応のあり方等について検討を行う。

《付属資料10：関西周辺の被ばく医療機関の指定状況》

## 5 広域避難体制の整備

### (1) 想定される広域避難

広域避難体制の整備を行う前提となる、想定される広域避難の規模、形態は以下のとおりである。（原子力災害発生時は災害の状況に応じた対応を実施する。）

#### ① 避難の規模（対象区域とその人口）

広域避難の対象区域は、原子力災害対策重点区域のうち、所在県、関係周辺府県

が定める広域避難計画において府県域を越える避難が想定された区域とする。その内訳（市町村名）と人口は次表のとおりである。

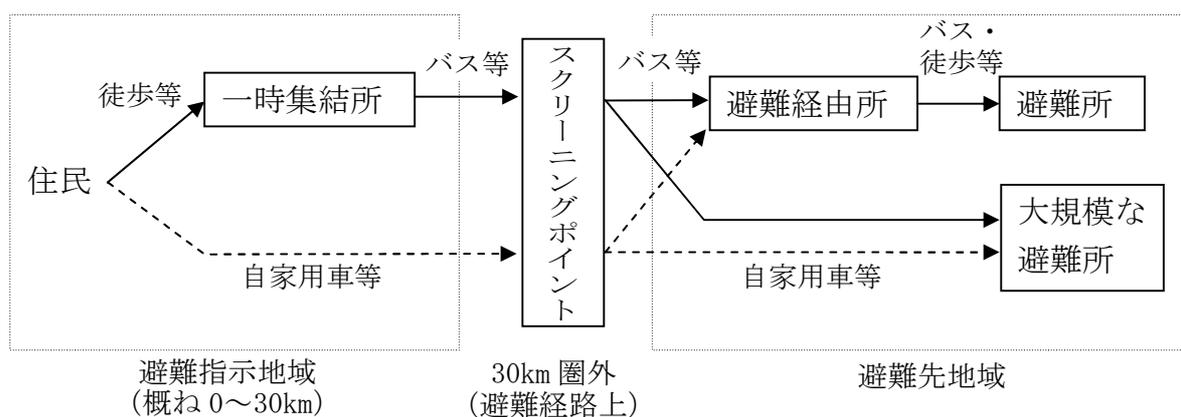
### ○広域避難対象区域とその人口

府県名	市町村名	人口（概数）	
福井県	若狭町	16,000 人	計 67,000 人
	小浜市	31,000 人	
	おおい町	9,000 人	
	高浜町	11,000 人	
滋賀県	長浜市	28,000 人	計 58,000 人
	高島市	30,000 人	
京都府	舞鶴市	89,000 人	計 127,200 人
	綾部市	9,400 人	
	宮津市	20,300 人	
	伊根町	1,600 人	
	福知山市	300 人	
	南丹市	3,700 人	
	京丹波町	2,900 人	
計		252,200 人	

### ② 避難の形態（基本パターン）

府県域を越える避難は、長距離の移動が避けられないため、移動によるリスクの高い住民を区分し、その特性を踏まえた広域避難計画を策定する必要がある。本プランで想定する住民の区分ごとの広域避難の基本パターンは次のとおりである。

#### ア 一般住民の避難



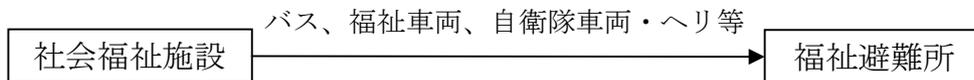
- 避難による渋滞を抑制し、原子力施設に近い地域からの避難を確実にを行うため、原則として、関係周辺市町村が設置する一時集結所等からバス等の公共交通手段による集団避難を実施する。ただし、地域の実情や時間的制約等により、自家用車での避難が生じることも考慮する。

- バスか自家用車に関わらず、主要国道や高速道路を中心にあらかじめ設定した避難経路を使用する。
- 身体除染や被ばくの抑制、汚染拡大防止を目的として、避難経路上の 30km 圏外にスクリーニングの実施場所（スクリーニングポイント）を設置し、スクリーニング及び除染を実施する。
- 避難先市町村での避難者受入れを円滑に行うため、一旦避難経由所に集結した上で各避難所へ移動する。ただし、大型施設を避難所とする場合は、直接避難所へ移動する。

## イ 災害時要援護者の避難

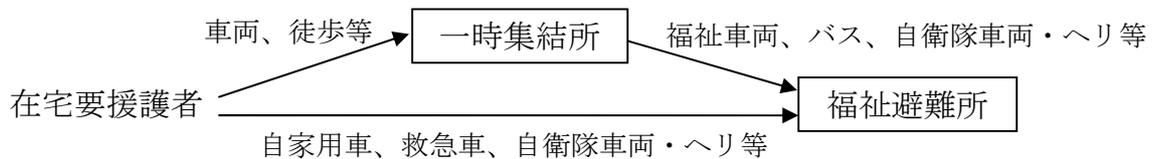
災害時要援護者については、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備を行い、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早い段階から行い迅速な避難を実施する必要がある。

### a) 社会福祉施設入所者・通所者



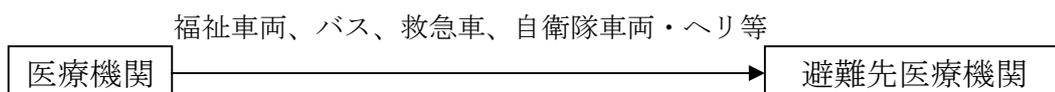
※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

### b) 在宅要援護者



※ 心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

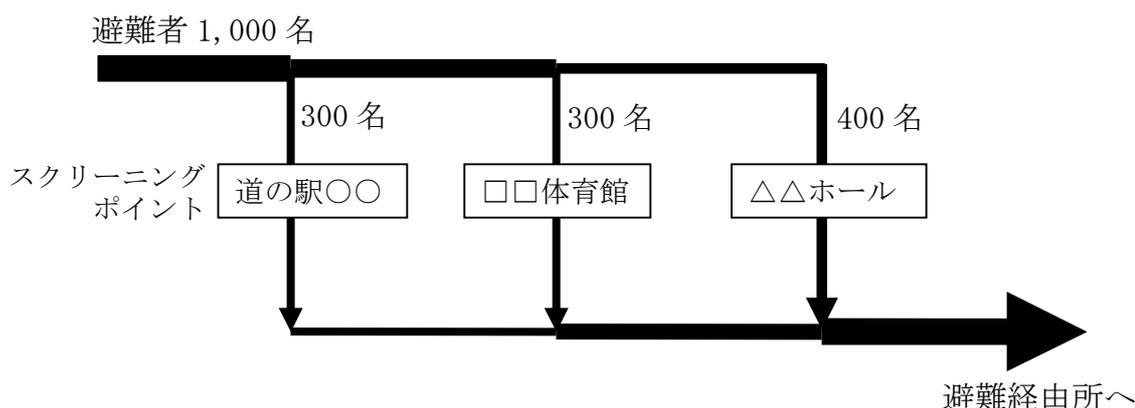
### c) 医療機関等入院患者



## ③ スクリーニングポイントの設置

事故等の進展により増加する避難者を滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、スクリーニングポイントは、避難の状況に応じて複数設置する。

## <複数設置イメージ>



## (2) 広域避難体制の整備

広域連合は、府県域を越える避難に対応するため、構成団体及び連携県の協力のもと、避難所の確保をはじめとした広域避難体制の整備に取り組む。

### ① 広域避難計画の作成

#### ア 関係周辺府県の対応

関係周辺府県は、広域避難が必要になる場合に備え、管内関係周辺市町の広域避難計画の作成を支援するとともに、当該市町の広域避難計画をとりまとめ、府県全体の広域避難計画を作成する。

関係周辺府県は、広域避難計画の作成に当たっては、その実効性を高めるため、所在県が作成する広域避難計画との整合を図るものとする。

#### イ 広域連合の対応

広域連合は、避難先となる構成団体・連携県、各府県内市町村と連携し、避難所や避難手段の確保など、関係周辺府県が行う広域避難計画の作成を支援するとともに、必要に応じ、所在県が行う広域避難計画の作成を支援する。

また、所在県、関係周辺府県が作成した広域避難計画をとりまとめ、構成団体及び連携県と情報共有を行う。

なお、広域連合は、構成団体・連携県と連携し、避難所、避難手段、避難経路、避難時のスクリーニング及び除染体制等の確保、災害時要援護者への対応等について、国、原子力事業者、その他関係機関・団体の協力を得て詳細検討<sup>(※)</sup>を進めるとともに、実効性のある広域避難計画の作成に必要な基準策定、規制改革、財源確保等について、国に早急な対応を働きかけていく。

※ 国、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、広域連合（オブザーバー）からなる「広域的な地域防災に関する協議会（事務局：原子力規制庁）」の下に設置されるワーキンググループにおいて実務的な検討を行っていく。

### 《避難先の考え方》

- ・避難元－避難先の市町村のマッチング方式を基本とすること
  - 避難時の混乱を避け、地域コミュニティの維持や円滑な避難者支援を行うた

め、同一市町村の住民の避難先は、可能な限り一つの市町村内あるいは同一地域の複数の市町村内に確保するよう努める。

- 市町村のマッチングに当たっては、避難先の市町村の規模や受入れ可能な施設の状況のほか、高速道路等の幹線道路網や鉄道網、市町村間の応援協定等を考慮する。

#### 《広域避難計画で定める主な事項》

- ・避難先の府県・市町村名
  - 避難所となる施設及び収容人数
  - 福祉避難所となる施設及び収容人数
- ・対象人口
  - 一般住民
  - 災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、子ども、妊婦、日本語が不自由な外国人、傷病者等）  
※災害時要援護者の区分については広域避難計画の中で具体的に規定する。
- ・避難手段及びその確保の方法
  - バス
  - 鉄道
  - 自家用車の取扱い
  - 各手段の分担率
- ・避難経路
- ・避難誘導の方法
  - 避難の優先順位
  - 交通規制の方法
  - 避難を円滑に実施するための中継地点（一時集結所・避難経由所）の設定
- ・スクリーニング及び除染の実施体制・方法
- ・避難所の運営体制
- ・避難長期化の対応
  - 二次避難先（ホテル・旅館、公営住宅、民間賃貸住宅等）の考え方
- ・災害時要援護者への対応  
※避難手段、避難経路、避難誘導、スクリーニング及び除染、避難所の運営体制、避難長期化の対応の各項目について、一般住民と区分し、検討を行う。
- ・市役所・町役場の避難計画

## ② 避難所の確保

### ア 構成団体の対応

構成府県は、管内市町村に対し、避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を定めるよう働きかける。また、構成政令市は、避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を定めるよう努める。

構成団体は、管内の避難所の情報を集約し、広域連合と共有する。

また、地域コミュニティ単位等まとまった数の避難者を受け入れることが可能

な大型施設の確保が必要であることから、構成府県は、管内市町村に対し、広域避難の受入れが可能な大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等を働きかける。また、構成政令市は、広域避難の受入れが可能な大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等に取り組む。

＜市町村への広域避難に係る避難所指定の働きかけ（例）＞

- ・府県地域防災計画に、市町村が指定する避難所を広域避難の受入れに使用することを記載する
  - ・所管部局と調整し、市町村に対し府県有施設の指定を促す 等
- 避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として旅館・ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用についてもあらかじめ検討する。

## イ 管内市町村の対応

原子力災害の場合、市町村単位での大規模な広域避難が生じる可能性もあるため、収容可能人数をできるだけ多く確保する必要がある。

このため、管内市町村は、従来から指定している避難所も含めて、施設管理者の同意を得て、広域避難の受入れが可能な避難所の確保に努める。

避難所の指定に当たっては、これまで避難所に指定していない大型施設や民間施設についても指定を検討する。

## ウ 広域連合の対応

広域連合は、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるよう構成団体に働きかけるとともに、必要に応じ、構成団体と連携して施設管理者への協力要請を行う。広域避難計画の作成に当たって避難所を十分に確保できない場合には、連携県にも協力を呼びかける。また、広域避難を調整する際の参考資料とするため、構成団体・連携県から提供された広域避難に係る避難所の情報をとりまとめ、構成団体・連携県と共有する。

また、受入れ市町村において、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に対し、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及び当該施設等の使用について積極的に対応するよう働きかけていく。

## ③ 避難手段の確保

住民等の避難は、自宅や職場近くの一時集結所から、バス等の避難手段による集団避難を原則とする。また、鉄道や船舶での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用する。時間的余裕がない場合などやむを得ず自家用車で避難するときは、渋滞を抑制するため極力乗り合わせにより避難する。

## ア 関係周辺府県の対応

関係周辺府県は、関係周辺市町とともに、避難までの時間的余裕、避難が必要な地域とその人口、避難に要する時間等を考慮し、バス・鉄道等の公共交通機関、貸切バス、船舶等の使用を含めた移動方法を検討し、管内の交通事業者に協力を呼びかけ、災害時の連絡調整体制を整備する。

## イ 広域連合の対応

広域連合は、所在県、関係周辺府県と連携し、国、構成団体・連携県の協力を得て、関西一円のバス事業者、鉄道事業者、船舶事業者等に協力を呼びかけ、移動手段の確保が必要となった場合の調整手順等について検討するとともに、災害時の連絡調整体制を整備する。

また、交通事業者が安心して活動できる環境整備が必要であることから、構成団体・連携県と連携して、広域連合として、国に対し、運転士等の従業員の安全確保のための基準を策定するよう働きかける。

## ④ 避難経路の設定

### ア 関係周辺府県の対応

避難先、避難手段等を踏まえ、関係周辺府県及び関係周辺市町は、各府県警察本部や道路管理者等と協議のうえ、あらかじめ高速道路や国道などの幹線道路を中心に避難経路を設定する。

## イ 広域連合の対応

広域連合は、構成団体・連携県と連携し、避難経路の設定に関して、交通規制や避難誘導等で、警察や道路管理者の協力が得られるよう、国に働きかけていく。

## ⑤ 避難を円滑に実施するための中継地点の設定

### ア 一時集結所の選定

地域コミュニティ単位での集団避難を行うため、関係周辺市町は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行う。

#### ○ 選定基準（例）

- ・ 通信連絡手段を確保できること
- ・ 災害時に開設が可能であること
- ・ コンクリート造が望ましいこと（特に原子力施設から近い地域）
- ・ 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- ・ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- ・ バス等大型車両が付近まで進入可能であること等

#### ○ 開設・運営における必要事項（例）

- ・ 一時集結所の開設責任者、要員、連絡先、開設手順を明確に定めておくこと
- ・ 一時集結所での事務、体制を明確に定めておくこと  
（市町災害対策本部との連絡、避難者の把握（名簿作成）、バス乗車の誘導等）
- ・ 一時集結所への住民の集合手段について明確に定めておくこと

## イ 避難経由所の選定

関係周辺府県及びその管内の関係周辺市町は、避難先の府県・市町村の協力を得て、避難先市町村内で避難住民が一旦立ち寄る避難経由所をあらかじめ選定し、避難実施の円滑化を図る。

#### ○ 設置目的

- ・ 土地勘がない避難者でも目的地がわかりやすくなる
- ・ 避難車両（特に自家用車）を駐車することで、避難所での混雑を抑制する
- ・ 事前の避難計画と異なる状況となった場合に、避難所開設の調整がしやすい

○ 選定基準（例）

- ・ 目的地としてわかりやすい施設であること
- ・ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- ・ バス・自家用車等の避難車両を駐車するスペースが十分にあること

○ 開設・運営における必要事項（例）

- ・ 避難経路所の開設責任者、要員、連絡先、開設手順を明確に定めておくこと
- ・ 避難経路所での事務、体制を明確に定めておくこと  
（市町災害対策本部との連絡、避難者の把握（名簿作成）、避難所までの誘導等）

⑥ スクリーニング及び除染体制の整備

ア スクリーニングポイントの設置

a) 関係周辺府県の対応

関係周辺府県は、避難経路上の府県及び市町村、各府県警察本部、道路管理者等の協力を得て、避難経路上にスクリーニングポイントを確保する。また、あらかじめ複数の候補地を設定し、避難の状況に応じて複数のスクリーニングポイントを設置できる体制を整え、円滑な避難及び効率的なスクリーニングに繋げる。

b) 広域連合の対応

広域連合は、構成団体及び連携県と連携し、関係周辺府県外のスクリーニングポイントの候補地を複数選定する。

○ スクリーニングポイントの設置基準（例）

- 高速道路の I C 付近の大規模施設、幹線道路沿いの大規模施設等
- ・ UPZ 圏（概ね 30km）外であること
  - ・ 避難用のバスや自家用車を多数駐車できるスペースがあること

イ スクリーニング及び除染体制

a) 関係周辺府県の対応

関係周辺府県は、国の指針等で示される避難住民等に対するスクリーニング及び除染を行う基準、タイミング、測定レベルなどを踏まえて、スクリーニング及び除染資機材の整備、スクリーニング及び除染に要する人員体制や手順等の検討を国、所在県、管内市町村、消防機関、警察、自衛隊等と連携して進め、スクリーニング及び除染体制を整備する。

b) 広域連合の対応

多数の住民及び車両を対象に、避難途上で大規模なスクリーニング及び除染を行う場合に、周辺府県・市町村の協力が必要になるため、広域連合は、国、構成団体、連携県等と連携し、関係周辺府県が実施するスクリーニング及び除

染の支援体制を整備する。また、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に対し、スクリーニング及び除染の要員育成のための研修事業の実施や、スクリーニング及び除染資機材の適切な配備を働きかけていく。

## ⑦ 災害時要援護者の広域避難体制の整備

### ア 関係周辺府県の対応

関係周辺府県は、災害時要援護者の避難を円滑に行うため、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、医療機関、介護事業者、ボランティア等の多様な主体による支援体制を整備する。

医療機関入院患者、社会福祉施設入所者の避難については、管内の関係周辺市町村と連携し、医療機関、社会福祉施設に対し、入院患者、入所者の避難計画の作成を働きかけ、その支援を行う。広域避難を要する場合は、各施設の求めに応じ、広域連合、構成団体、連携県と調整し、避難先となる施設の確保に努める。

### イ 広域連合の対応

病院等入院患者、社会福祉施設入所者の広域避難については、受入可能な病院、社会福祉施設に限られ、避難先の確保が困難な場合が想定される。広域連合は、構成団体及び連携県と連携し、広域避難を行う病院等入院患者、社会福祉施設入所者の避難先となる施設の確保について支援する。

また、災害時要援護者の迅速な避難が実施できるよう、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に対し、受入先や移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を示すことや、移動手段の確保に関して自衛隊への協力を求めること、病院・社会福祉施設等の緊急搬送車両の整備促進を図ることなどを働きかけていく。

## ⑧ 市役所・町役場の避難計画

関係周辺府県管内の関係周辺市町は、市役所・町役場が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合に備え、構成団体、連携県及び避難先市町村と協議し、市役所・町役場の避難先をあらかじめ決定し、避難計画を作成する。

また、関係周辺府県管内の関係周辺市町は、必要に応じて避難先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、構成団体、連携県及び避難先市町村と連携して、業務継続計画（BCP）の作成に努める。

関係周辺府県は、上記の避難計画、BCPの作成に必要な助言、支援を行う。

## 6 飲食物の出荷制限、摂取制限

### (1) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

経口摂取による内部被ばくを回避するための飲食物の出荷制限、摂取制限は、国の定める基準に基づき、統一的に実施される。構成府県は、国の示す基準（OIL2, 6）に基づき、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

## (2) 飲食物の出荷制限、摂取制限を行った場合の住民等への供給体制の確保

構成府県は、管内市町村に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限を行った場合の、住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

## 7 水道水の摂取制限

### (1) 水道水の摂取制限に関する体制整備

水道水の摂取制限は、国の定める基準に基づき、統一的に実施される。水道事業者は、国の示す基準（O I L 6）に基づき、水道水の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

また、構成府県は、管内水道事業者に対し、緊急時におけるモニタリングや広報など、水道水の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

### (2) 水道水の摂取制限を行った場合の住民等への供給体制の確保

水道水の摂取制限を行った場合、迅速かつ円滑な飲料水の供給を行う必要があることから、構成府県は、管内市町村に対し、以下に示す供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

- ・ 飲料水の供給計画
- ・ 飲料水の備蓄計画
- ・ 応急給水の受援計画
- ・ 飲料メーカーとの災害時応援協定の締結 等

### (3) 琵琶湖への影響予測

滋賀県は、関西広域連合及び構成団体の協力を得て、原子力災害の発生により放射性物質が拡散することを想定し、関西の主要な水源である琵琶湖の水質等にどのような影響があるのかを予測し、平成 25 年度末を目途に結果をとりまとめる。

琵琶湖を水源とする水道事業者は、上記の結果を参考にしながら、水道水のモニタリング結果により摂取制限を行う必要があるかどうかを判断することとなるが、摂取制限を行った場合、応急給水の規模が大きくなり、通常の給水車による応急給水だけでは対応できなくなることも想定される。

福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響は一部を除いて一時的なものであったが、万一、上記の影響予測の結果、広域での応急給水体制の整備その他の対策を講じる必要があると考えられる場合は、広域連合は、あらかじめ構成団体及び連携県と連携し、国等の協力を得て広域的な飲料水の供給計画の検討など必要な対策を検討するものとする。

#### ※滋賀県が行う琵琶湖への影響予測の概要

琵琶湖周辺における土壌（土地利用毎）や樹木（樹種毎）への放射性物質の沈着、それらが地中を経て流出するまでを推定するシミュレーションは、福島第一原発事故でのパラメータなどを援用し、作業を進める。平成 25 年度末までに短期的な影響及び中長期的な影響について試算を実施する予定。

○琵琶湖（流入河川・放流水を含む）に依存する給水人口（推計値）

府県名	行政区域内人口（人）	給水人口（人）	依存率（％）
滋賀県	1,410,777	1,094,346	77.6
京都府	2,636,092	1,727,724	65.5
大阪府	8,865,245	7,925,246	89.4
兵庫県	5,588,133	2,286,156	40.9
合計	18,500,247	13,033,472	70.5

※ 行政区域内人口は、H22 国勢調査による

※ 給水人口は、琵琶湖（流入河川・放流水を含む）を水源とする水道事業者の給水人口から計算  
 ・水源の一部が琵琶湖（流入河川・放流水を含む）である場合でも計算対象としている  
 ・琵琶湖（流入河川・放流水を含む）とそれ以外の水源との取水量比率により按分している

《付属資料11：福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響》

## 8 住民等への的確な情報伝達体制の整備

原子力災害対策は、地震・風水害等の自然災害と異なり、五感で感じるのが困難なリスクに対処するものであることから、住民等がリスクの程度を把握し、適切に対処するためには、放射線のリスク等について正しい知識を得ることが必要となる。

また、リスクに対しより適切に対処するためには、リスクに関する情報を住民、事業者、行政等の関係者が共有し、相互の意思疎通を図る「リスクコミュニケーション」が有効であることから、住民に対する一方的な情報提供にとどまらず、双方向の意見交換の場を設けること等により理解を深める取組も必要となる。

こうした観点から、平常時から住民に対する普及啓発（下記9に記載）を継続的に行うことにより原子力災害のリスクに関する情報の共有と理解の醸成を図るとともに、原子力災害発生時に備え、住民に適切な情報を迅速に提供する体制を整備する。

### （1）住民等に提供すべき情報の整理

広域連合及び構成団体・連携県は、国、原子力事業者と連携し、市町村の協力を得ながら、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。

また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の広域連合、府県・市町村の役割の明確化に努める。

### （2）複合災害を想定した情報伝達体制の整備

構成団体は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等に的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線、広報車両等の施設、装備を整備する。

### （3）相談窓口の設置

構成団体は、国、市町村と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置について、あらかじめその方法、体制等について定める。検討に当たっては、原

原子力防災や放射線に知見のある専門家や団体等の協力を得るなど、原子力災害の特殊性を考慮する。

#### (4) 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備

構成団体は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、入院患者などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

#### (5) 広報体制の整備

広域連合及び構成団体は、災害時における報道要請や放送要請に関する協定を報道機関と結ぶこと等により、災害時の情報発信を迅速に行う体制の整備に努める。

あわせて、自主広報媒体（ホームページ、電子メール、ソーシャルメディア等）、コミュニティ放送局、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

また、福島第一原発事故後、福島県庁ホームページに、災害情報やモニタリング情報、ライフライン情報等を求める住民等からのアクセスが集中し、サーバーが機能しなくなった事例があることから、災害時の情報発信の代替手段について検討を行う。

### 9 住民等に対する知識の普及啓発

災害時に防護活動を円滑に実施するとともに、農林水産物や観光等への影響、思い込みや偏見から生じる人権侵害といった風評被害を防止するためには、放射線の基礎知識をはじめ原子力災害の特殊性に関して、住民等の理解を深める取組を行う必要がある。

このため、広域連合及び構成団体は、国、連携県、関係市町村及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について住民等に対する普及啓発活動を実施するとともに、市町村が行う住民等に対する普及啓発活動に対する助言・支援を行う。

なお、UPZ圏内の住民に対しては、普及啓発活動を実施するに当たり、情報の共有と相互の意思疎通を図る「リスクコミュニケーション」が関係者の理解を深める上で有効との観点から、できるだけ双方向の意見交換が可能な形態となるよう努める。

また、UPZ圏外の住民に対しては、特に知っておく必要のある事項に重点を置き、原子力防災に関する基礎知識として広く理解されるよう普及啓発に努める。

#### <UPZ圏内>

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に府県市や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦ 災害時要援護者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること

## <UPZ圏外>

UPZ圏内での普及啓発事項のうち、特に普及啓発を図るべき内容

- ・ 放射線に関する基礎知識（日常的に存在する放射線量、健康に影響を及ぼす放射線量、防護措置の基準値等）
- ・ 屋内退避について（避難以外の防護措置として有効であること等）
- ・ 安定ヨウ素剤について（予防服用の効果・副作用、配布方法等）

また、普及啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。

## 10 防災訓練への参加等

### (1) 防災訓練への参加

広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、所在県、関係周辺府県が、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下に例示する防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせて実施する原子力防災訓練に参加する。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練  
(現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練を含む。)
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ スクリーニング、緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 地域住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 地域住民の避難訓練
- ⑧ 広域避難訓練

また、広域連合及び構成団体は、国等が総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、国等の求めに応じ、広域避難や住民等への情報伝達など広域的に対応すべき対策を想定した訓練シナリオの作成など訓練の企画立案に参画し、訓練に参加する。

### (2) 関係者の人材育成

広域連合及び構成団体は、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国や指定公共機関などが実施する原子力防災に関する研修への積極的な参加を促す等により、関係府県・市町村、警察、消防、医療機関等の防災業務関係者の人材育成に努める。

特に広域避難に関しては、避難先市町村、スクリーニング及び除染作業に関わる可能性のある避難経路上の市町村、避難手段を提供する交通事業者など、これまで原子力防災とあまり関わってこなかった機関が今後関わりを持つようになることから、こうした機関も幅広く対象とし、放射線に関する基礎知識の普及啓発やスクリーニング等の実作業に関する基礎的な技術の習得を働きかける。

また、国、関係機関・団体と連携し、以下に掲げるような事項について、必要に応じて、防災業務関係者に対する研修を実施する。また、研修成果を訓練等で確認し、

研修内容の充実を図る。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に地方公共団体、国、原子力事業者等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ スクリーニング、緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること



### Ⅲ 災害への対応

本章では、広域連合及び構成団体が連携県、国、その他関係機関・団体と連携して行う災害対応の内容を記載する。

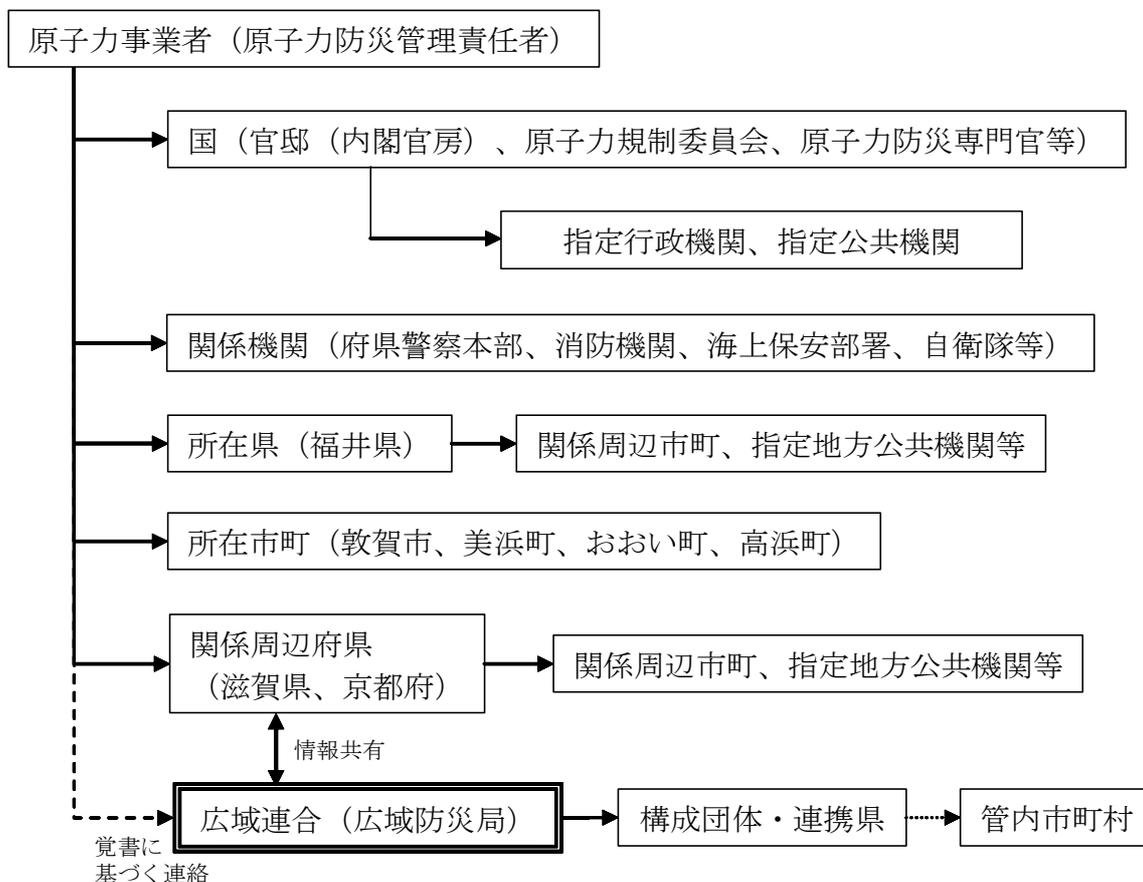
所在県、関係周辺府県が行う災害対応の内容は、各府県が地域防災計画で詳細に定める。ここでは、これら地域防災計画との整合を図りつつ、災害対応の全体像を示す。

原子力災害発生時、広域連合は、迅速に初動体制を確立し、情報や支援ニーズを的確に把握する。また、国、所在県、関係周辺府県等が実施する応急対策や復旧・復興対策を支援するため、構成団体・連携県等との連携により応援・受援調整を行う。

なお、本章では、原災法第10条に基づく通報事象（特定事象）又はこれには至っていないが、その可能性がある事故・故障等の事象又は自然災害（警戒事象）が発生した場合と、同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の広域連合及び構成団体・連携県の対応を中心に示している。

事態の進展によっては原子力緊急事態宣言を発出すべき全面緊急事態に至るまでの時間的猶予がない場合もあり得ることに留意するとともに、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて柔軟に対応するものとする。

#### ○連絡体制図



## <広域連合における災害対応の流れ>

対応段階 関係機関	初動段階			
	直前	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面
原子力発電所	原子力規制委員会初動対応マニュアル「警戒事態」の発生	同「特別警戒事態」の発生 (切迫した状況ではないが異常事態が発生(又はそのおそれがある場合))	原災法10条の「通報」をすべき事態の発生(公衆に影響をもたらす可能性のある異常事態が発生)	原災法15条の「原子力緊急事態宣言」を発出すべき事態の発生(公衆に影響をもたらす可能性が高い異常事態が発生)
国	原子力規制委員会原子力事故警戒本部設置 情報共有	モニタリング情報の収集・分析	原子力規制委員会原子力事故対策本部設置 ・同現地对策本部設置 ・現地事故対策連絡会議開催 緊急時モニタリングの実施 PAZ要援護者避難実施指示	原子力緊急事態宣言発令(原災法15条) 原子力災害対策本部設置(同16条) 同現地对策本部設置(同17条) 原子力災害合同対策協議会設置(同23条) PAZ避難実施指示 UPZ屋内退避実施指示 UPZ避難準備指示 PAZ安定ヨウ素剤服用実施指示
所在県・関係周辺府県	情報収集・連絡体制の構築 情報共有		警戒態勢の構築 要援護者の避難実施(PAZ)	災害対策本部の設置 PAZ避難実施 UPZ屋内退避実施 UPZ避難準備 PAZ安定ヨウ素剤服用実施
広域連合	異常事態発生時の連絡、応急対策活動情報の収集・連絡、被害情報の収集・連絡、モニタリング情報の共有・発信 情報収集体制の確立 情報共有			広域連合災害対策本部の設置、原子力災害合同対策本部の設置 広域避難の調整、避難者に対するスクリーニング 緊急搬送手段確保の調整 府県民への情報提供・広報の実施
構成団体(連携県)	異常事態発生時の連絡、応急対策活動情報の収集・連絡、被害情報の収集・連絡、モニタリング情報の共有・発信 情報収集体制の確立			災害対策(支援)本部の設置 広域避難の受入れ、調整 緊急搬送手段の確保 府県民への情報提供・広報の実施、府県民からの情報提供

※事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的猶予がない場合もあり得ることに留意すること。

応急対応段階	復旧・復興段階
緊急事態	
放射性物質の大量放出 事態収束に向けた対応(主に発電所構内) モニタリング、スクリーニング・除染への協力	モニタリング、スクリーニング・除染への協力(継続)
事態収束	
継  継	モニタリング情報の収集・分析(継続)
・避難実施指示(OIL1) ・一時移転等実施指示(OIL2) ・スクリーニング・除染実施指示(OIL4)	・飲食物中の放射性物質濃度測定の実施 ・飲食物摂取制限実施指示(OIL6)
・避難実施 ・一時移転等実施 ・スクリーニング・除染実施	飲食物中の放射性物質濃度測定の実施、 摂取制限の実施(継続)
二次避難先(ホテル、旅館等)への移転、応急仮設住宅等への移転	
同対策協議会への参画	モニタリング情報の共有・発信(継続)
モニタリング及び除染の応援調整	
飲食物摂取制限・出荷制限の実施状況の情報発信 保存飲料水の提供調整	
	被災者の生活支援対策の調整 風評被害の抑制 除染等の支援調整 国・原子力事業者への損害賠償の働きかけ
	モニタリング情報の共有・発信(継続)
避難(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)、一時移転の実施 避難者に対するスクリーニング及び除染の実施	二次避難先(旅館・ホテル等)への移転、応急仮設住宅等への移転 飲食物中の放射性物質濃度測定の実施、飲食物摂取制限・出荷制限の実施 水道水中の放射性物質濃度測定の実施、水道水の摂取制限、給水要請、給水の実施
の問合せへの対応	被災者の生活支援対策 風評被害の抑制、中小企業等に対する支援 除染等の措置 原子力事業者への損害賠償請求

詳細は各府県地域  
防災計画で規定

本計画で対応方針を規定

## 【初動段階・応急対応段階】

### 1 活動体制の確立

※「警戒事象」「特定事象」の定義については付属資料の「原子力防災用語解説」を参照。

#### (1) 警戒事象発生段階

##### ① 国、原子力事業者からの連絡

国は、警戒事象が発生した場合は、原子力事業者の情報等を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行う。

また、原子力事業者は、情報連絡の覚書に基づき、広域連合への連絡を行う。

##### ② 情報収集体制の確立

広域連合は、原子力事業者、国、所在県、関係周辺府県等から得た情報を構成団体、連携県と共有するとともに、構成団体、連携県と連携し、情報収集体制を確立する。情報収集に当たっては、平常時モニタリングの情報をもとに放射性物質の放出の有無についても確認する。

#### (2) 特定事象発生段階

##### ① 国、原子力事業者からの連絡

原子力事業者は、特定事象が発生した場合は、原災法第 10 条に基づき、直ちに国（原子力規制委員会等）、所在県、所在市町村、関係周辺府県等に通報する。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行う。

また、原子力事業者は、情報連絡の覚書に基づき、広域連合への連絡を行う。

##### ② 情報収集体制の拡充

広域連合は、原子力事業者、国、所在県、関係周辺府県等から得た情報を構成団体、連携県と共有するとともに、構成団体、連携県と連携し、情報収集体制を拡充する。情報収集に当たっては、緊急時モニタリングの情報をもとに放射性物質の放出の有無についても確認する。

##### ③ 現地事故対策連絡会議への参画

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催する場合、広域連合は、国、所在県、関係周辺府県と調整の上、構成団体・連携県と連携し、現地への職員派遣ないしは関係周辺府県を通じた情報収集を行う。

広域連合は、広域連合及び構成団体・連携県が行う対策やその準備状況等を、職員を派遣した場合は当該職員に、職員を派遣しなかった場合は関係周辺府県に連絡し、職員ないしは関係周辺府県を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

##### ④ 防護措置の準備

広域連合は、国、所在県、関係周辺府県、原子力事業者等と緊密に連携を図り、積極的に情報収集を行い、事態の進展の把握に努める。

また、所在県、関係周辺府県がとる警戒態勢や防護措置の準備開始に呼応し、収集した情報を構成団体及び連携県に連絡すると同時に、防護措置に備える。また、

収集した情報の分析・整理に当たっては、必要に応じ、専門家の意見を聴取する。

### ⑤ 防護措置の調整

国、原子力事業者、所在県、関係周辺府県等により防護措置が開始された場合は、速やかにその内容を把握し、国、所在県、関係周辺府県等の要請に応じ、構成団体、連携県、その他関係機関・団体との情報共有を図りつつ、乳幼児の避難等の緊急を要する防護措置の調整を開始する。

### ⑥ モニタリング情報の共有・発信

この段階において、緊急時モニタリングが開始される。

緊急時モニタリングは、国が策定する緊急時モニタリング計画に基づき、国の統括の下、国、所在県、関係周辺府県、原子力事業者等の関係機関がそれぞれ定める緊急時モニタリング計画に基づき計画的に実施される。得られたモニタリング情報については、各機関が適正に管理するとともに、国が集約し、分析・評価を行った上で、関係機関に提供される。

広域連合は、緊急時モニタリング結果の提供を受けた場合には、構成団体及び連携県と共有するとともに、解説を付したり、専門家の意見を沿えたりするなど、わかりやすい形で住民等に情報発信を行う。

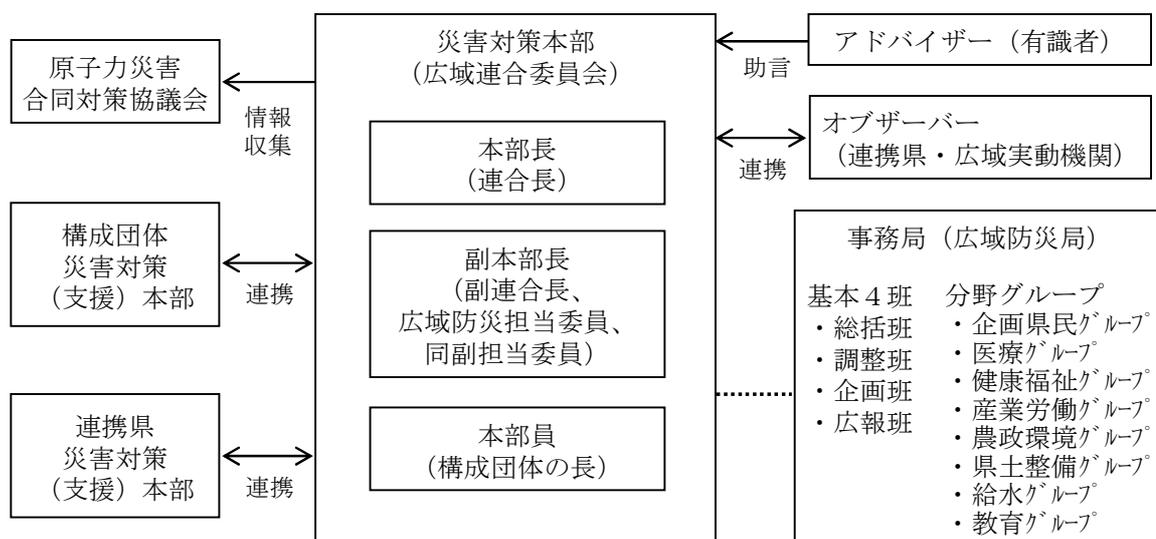
## (3) 原子力緊急事態宣言発出段階

全面緊急事態に該当する事象が発生した場合、国は、直ちに事態の発生の確認を行い、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言を発出するとともに、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行う。

### ① 災害対策本部の設置

広域連合は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、広域連合長を本部長とする広域連合災害対策本部を兵庫県災害対策センターに設置する。

#### ○広域連合災害対策本部組織図



## ② オフサイトセンターでの情報収集

広域連合は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、国、所在県、関係周辺府県と調整の上、構成団体・連携県と連携し、オフサイトセンターに派遣した職員、ないしは関係周辺府県を通じて、国、原子力事業者、所在県等により実施される緊急事態応急対策の状況、被害の状況等の情報収集を行うとともに、構成団体・連携県との情報共有に努める。

## ③ 原子力災害合同対策協議会への参画

原子力緊急事態宣言の発出後、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、広域連合は、国、所在県、関係周辺府県と調整の上、構成団体・連携県と連携し、同協議会への職員派遣、ないしは関係周辺府県を通じて、情報収集を行うとともに、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等の協議に参画し、必要な支援を行う。

## ④ 構成団体の災害対策本部との連携

所在県、関係周辺府県の災害対策本部との連携を図るため、広域連合は所在県、関係周辺府県と調整の上、各災害対策本部に連絡員を派遣し、情報収集を行い、応援ニーズの把握に努める。

## 2 屋内退避、避難収容等の防護活動

### (1) 屋内退避、避難等の防護活動の実施

#### ① 所在県及び関係周辺府県の対応

##### ア 予防的防護措置の実施

###### (措置の準備)

所在県及び関係周辺府県は、特定事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内において予防的防護措置（避難等）の準備を行う。

###### (措置の実施)

所在県及び関係周辺府県は、原子力緊急事態宣言が発出され、国の原子力災害対策本部からP A Z内の避難指示があった場合は、P A Zを含む市町村に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な予防的防護措置を実施する。

##### イ 緊急時防護措置の実施

###### (措置の実施)

所在県及び関係周辺府県は、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質の汚染状況調査に基づき、O I Lの初期設定値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、U P Zを含む市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急時防護措置を実施する。

## (避難措置に関する特記事項)

### ○住民等への情報提供

所在県及び関係周辺府県は、住民等の避難誘導に当たっては、当該市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

### ○避難状況の確認

所在県及び関係周辺府県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、当該市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

### ○スクリーニング及び除染の実施

所在県及び関係周辺府県は、国、原子力事業者と連携し、指定公共機関、指定地方公共機関の支援を得ながら、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行う。

### ○府県域を越える避難が必要な場合

所在県及び関係周辺府県は、府県域を越える避難を行う必要が生じた場合には、あらかじめ定めた広域避難計画により、避難を要する市町村に対し、避難実施を指示するとともに、広域連合及び受入府県に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施への協力を要請する。なお、この場合、受入府県は、受入市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示す。（詳細は「3 広域避難の調整」を参照のこと。）

## ② 広域連合及び構成団体、連携県の対応

### ア 緊急時防護措置の実施

構成団体・連携県は、UPZを含まない場合であっても、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質の汚染状況調査に基づき、OILの初期設定値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、関係する市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急時防護措置を実施する。

### イ 広域避難の調整・受入れ

構成団体及び連携県は、府県域を越える広域避難について所在県及び関係周辺府県から要請があった場合は、あらかじめ定めた広域避難計画により、避難の受入れを実施する。その際、広域連合は、避難の受入れに当たり必要な府県間の調整を行う。

### ウ その他の広域的な対応

#### (応援職員の派遣)

広域連合は、避難等の防護措置の実施に伴い、所在県、関係周辺府県、その他の構成団体、連携県から応援職員の派遣の要請があった場合は、構成団

体及び連携県と連携して、速やかに応援職員の派遣を調整する。

なお、応援職員のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても応援職員を確保し送り込む「プッシュ型」の職員派遣を遅滞なく判断する。

#### **(避難者への物資の供給)**

広域連合は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等の物資の供給について、所在県及び関係周辺府県から供給の要請があった場合は、構成団体、連携県と連携し、必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配できるよう調整する。

また、企業・団体等から義援物資の提供希望があった場合についても、広域連合は、所在県及び関係周辺府県のニーズに応じた提供物資の供給・分配を調整する。

なお、物資のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても物資を確保し送り込む「プッシュ型」の物資供給を遅滞なく判断する。

#### **(ボランティアの受入れ)**

広域連合及び構成団体・連携県は、関係機関と協力し、避難所における避難者の生活支援や高齢者、障害者、子ども、日本語が不自由な外国人等の災害時要援護者の支援など、ボランティアに対するニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入体制を整備し、ボランティアによる避難者の支援活動が円滑に実施されるよう、支援先の調整、活動支援等を行う。

### **(2) 安定ヨウ素剤の予防服用**

所在県及び関係周辺府県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

なお、広域連合及びUPZ外の構成団体の対応については、今後、改定される指針に基づき検討する。

<緊急事態区分とEAL> (原子力災害対策指針より)

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	<b>原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用</b> ①原子力施設等立地道府県 <sup>※1</sup> において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 <sup>※1</sup> において、大津波警報が発令 <sup>※2</sup> された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 <sup>※3</sup> ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 <sup>※4</sup> ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	<b>原災法10条の通報すべき基準を採用(一部事象については、全面緊急事態に変更)</b> ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失(5分以上継続)。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。
	全面緊急事態	<b>原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用(一部事象については、原災法10条より変更)</b> ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬敷地境界の空間放射線量率5 $\mu$ Sv/hが10分以上継続。 <sup>※5</sup>	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市(甕島列島を含む)より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・非常用母線への交流電源が1系統(たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源)になった場合
- ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・自然災害により以下の状況となった場合
  - ープラントの設計基準を超える事象
  - ー長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

<緊急事態区分と主な措置の枠組み> ※下線部は事態の進展に伴い追加的に講じる措置

緊急時活動レベル (EAL)	活動機関	事象発生時の初動対応		PAZ内(～概ね5km)での対応		
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒事態 マ(原子力規制委員会の特別警戒事象)	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築	・国に通報 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県に連絡(協定) ・広域連合に連絡(覚書)	・敷地境界モニタリング ・モニタリングに協力	—
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築 ・現地派遣準備 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県に参集要請 ・UPZ外の府県・市町村に参集要請	・所在県、所在市町村、関係周辺府県に情報提供 ・報道機関等を通じて情報提供 ・UPZ外の府県・市町村に情報提供	・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング準備	【避難】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に要援護者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示
		所在県・関係周辺府県	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築	・関係周辺市町村に情報提供 ・住民に情報提供	・平常時モニタリング強化	【避難】 ・要援護者の避難を準備(避難先、輸送手段の確保等)
		広域連合	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築	・その他の構成団体・連携県に情報提供	—	—
		その他の構成団体・連携県	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築	・市町村に情報提供	—	—
		原子力事業者	・要員追加参集	・国、所在県、所在市町村、関係周辺府県に通報(原災法10条) ・広域連合に連絡(覚書)	・敷地境界モニタリング ・モニタリングに協力	—
	国	・要員追加参集 ・現地派遣実施 ・現地追加派遣準備 ・UPZ外の府県・市町村に参集要請	・所在県、所在市町村、関係周辺府県に情報提供 ・報道機関等を通じて情報提供 ・関係周辺市町村に情報提供 ・UPZ外の府県・市町村に情報提供	・緊急時モニタリング実施 ・緊急時モニタリング指示 ・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【避難】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に要援護者の避難実施を指示 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	
	所在県・関係周辺府県	・要員追加参集 ・国、他府県、広域連合に応援要請	・関係周辺市町村に通報(原災法10条) ・住民に情報提供(PAZ内) ・住民に情報提供(UPZ内) ・UPZ外の市町村に情報提供 ・住民に情報提供(UPZ外) ・今後の情報について住民に注意喚起	・緊急時モニタリング実施	【避難】 ・要援護者避難実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤服用準備(配布等)	
	広域連合	・要員追加参集	・その他の構成団体・連携県に情報提供	—	—	
	その他の構成団体・連携県	・要員追加参集	・市町村に情報提供	—	—	
	原子力事業者	・要員追加参集	・国、所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に通報 ・広域連合に連絡(覚書)	・敷地境界モニタリング ・モニタリングに協力	—	
	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣実施 ・現地追加派遣準備 ・UPZ外の府県・市町村に参集要請	・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に情報提供 ・報道機関等を通じて情報提供 ・UPZ外の府県・市町村に情報提供	・緊急時モニタリング実施 ・緊急時モニタリング指示 ・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【避難】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に避難(移動が困難な者の一時退避を含む。)実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に安定ヨウ素剤の服用を指示	
	所在県・関係周辺府県	・要員追加参集 ・国、他府県、広域連合に応援要請	・住民に情報提供 ・UPZ外の市町村に情報提供	・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストで測定	【避難】 ・避難実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民に安定ヨウ素剤の服用を指示	
	広域連合	・要員追加参集	・その他の構成団体・連携県に情報提供	—	—	
	その他の構成団体・連携県	・要員追加参集	・市町村に情報提供	—	—	

UPZ内(概ね5~30km)内での対応		UPZ外(概ね30km~)での対応 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。	
モニタリング	防護措置	モニタリング	防護措置
・モニタリングに協力	—	・モニタリングに協力	—
・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング準備	—	・緊急時モニタリング準備のための調整	【避難】 ・UPZ外の府県・市町村、広域連合に要援護者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
・平常時モニタリング強化	—	・緊急時モニタリング準備のための調整	【避難】 ・UPZ外の市町村の要援護者の避難準備に協力
—	—	—	【避難】 ・要援護者の広域避難の受入れを調整
—	—	—	【避難】 ・広域避難の受入れを準備
・モニタリングに協力	—	・モニタリングに協力	—
・緊急時モニタリング実施 ・緊急時モニタリング指示 ・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【屋内退避】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に屋内退避準備を指示	・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【避難】 ・UPZ外の府県・市町村、広域連合に要援護者の避難受入れへの協力を要請 ・UPZ外の府県・市町村、広域連合に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
・緊急時モニタリング実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・緊急時モニタリング準備	【避難】 ・要援護者の避難を受入れ ・避難準備に協力
—	—	—	【避難】 ・要援護者の広域避難の受入れを調整 ・広域避難の受入れを調整
—	—	—	【避難】 ・要援護者の広域避難を受入れ ・広域避難の受入れを準備
・モニタリングに協力	・スクリーニング及び除染に協力	・モニタリングに協力	・スクリーニング及び除染に協力
・緊急時モニタリング実施 ・緊急時モニタリング指示 ・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【屋内退避】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に屋内退避実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【OILに基づく防護措置への対応】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)及び実施を指示 ・OILに基づく防護措置に協力	・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【避難】 ・避難範囲内の府県・市町村に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 ・避難範囲外の府県・市町村、広域連合に避難受入れへの協力を要請 【安定ヨウ素剤】 ・避難範囲内の府県・市町村に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【OILに基づく防護措置への対応】 ・避難範囲外の府県・市町村に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力を要請 ・OILに基づく防護措置に協力
・緊急時モニタリング実施	【屋内退避】 ・屋内退避実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤服用準備(配布等) 【OILに基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)及び実施	・緊急時モニタリング実施	【避難】 ・避難範囲内の市町村で避難実施 ・避難範囲外の市町村で避難を受入れ 【安定ヨウ素剤】 ・避難範囲内の市町村で安定ヨウ素剤の服用準備(服用等) 【OILに基づく防護措置への対応】 ・避難範囲外の市町村で避難、一時移転、体表面除染の準備に協力
—	・OILに基づく防護措置に協力	—	【避難】 ・広域避難の受入れを調整 【OILに基づく防護措置への対応】 ・OILに基づく防護措置に協力(応援要員の派遣調整、避難者のための生活物資の供給調整等)
—	・OILに基づく防護措置に協力	—	【避難】 ・避難範囲内の府県・市町村で避難準備 ・避難範囲外の府県・市町村で広域避難を受入れ 【OILに基づく防護措置への対応】 ・OILに基づく防護措置に協力(応援要員の派遣準備、避難者のための生活物資の供給準備等)

<OILと防護措置の概要> (原子力災害対策指針より)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている  $\beta$  線の入射窓面積が 20cm<sup>2</sup> の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/ cm<sup>2</sup> 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/ cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

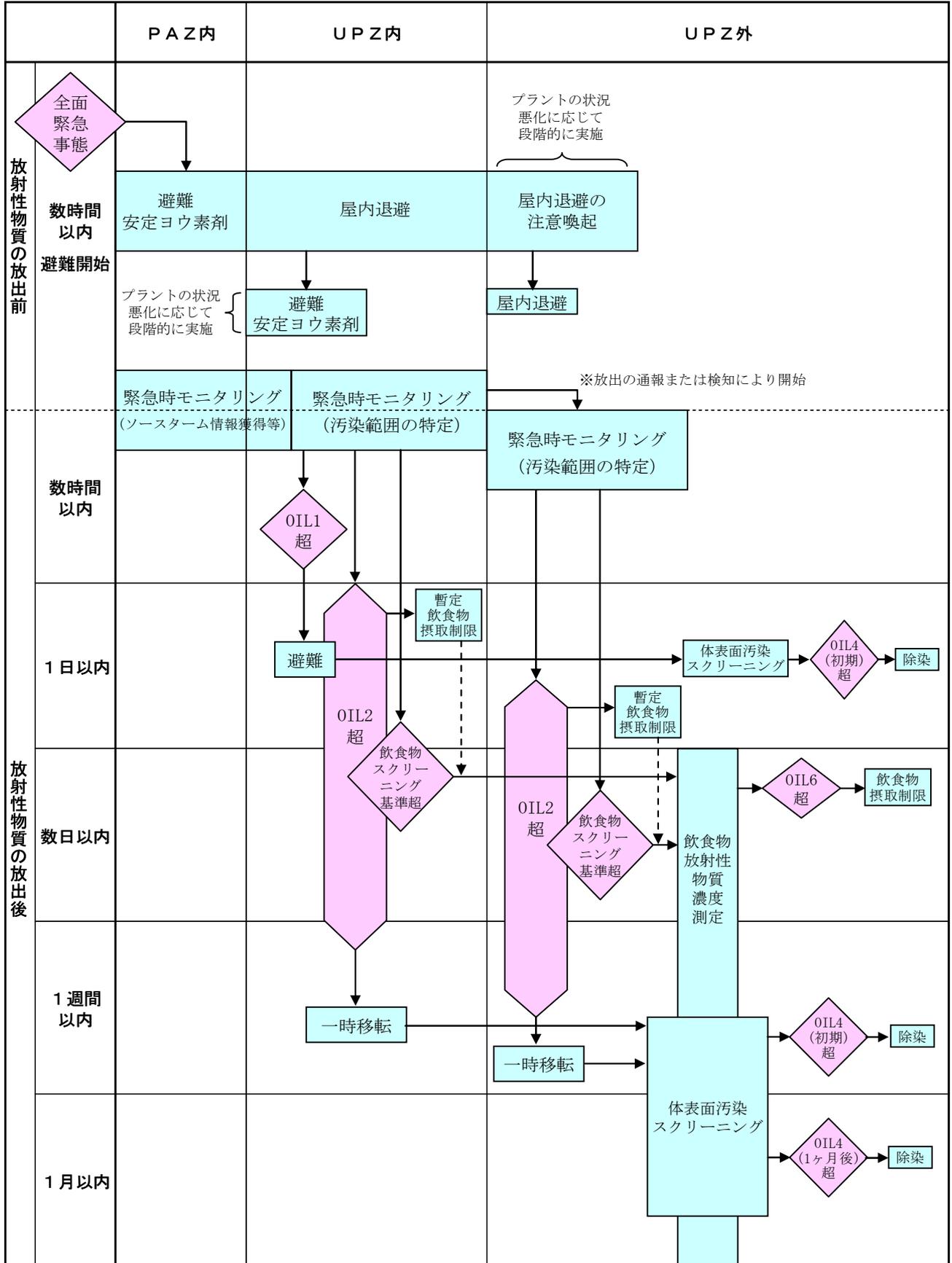
※9 IAEA では、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## <OILに基づく防護措置の枠組み>

運用上の介入レベル (OIL)	活動機関	PAZ (~概ね5km) 内での対応	UPZ内(概ね5~30km)での防護措置	UPZ外(概ね30km~)での防護措置
緊急防護措置	OIL1 (避難)	原子力事業者	—	—
		国	・避難範囲を決定 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に避難(移動が困難な者の一時退避を含む。)実施を指示	・避難範囲を決定 【避難元】 ・避難範囲内の府県・市町村に避難実施を指示 【避難先】 ・避難範囲外の府県・市町村、広域連合に避難受入れの協力を要請
		所在県・関係周辺府県	・避難実施	・避難範囲外の府県・市町村、広域連合に避難受入れを要請 【避難元】 ・避難範囲内の市町村で避難実施 【避難先】 ・避難範囲外の市町村で避難を受入れ
		広域連合	—	・広域避難の受入れを調整
		その他の構成団体・連携県	—	【避難元】 ・避難範囲内の市町村で避難実施 【避難先】 ・避難範囲外の市町村で広域避難及び府県内避難を受入れ
	OIL4 (体表面除染)	原子力事業者	・スクリーニング及び除染に協力	・スクリーニング及び除染に協力
		国	・体表面除染の実施を指示 ・スクリーニング及び除染を支援 ・スクリーニング情報を収集・分析	・体表面除染の実施を指示 ・スクリーニング及び除染を支援 ・スクリーニング情報を収集・分析
		所在県・関係周辺府県	・スクリーニングを実施 ・体表面除染を実施	・スクリーニングを実施 ・体表面除染を実施
		広域連合	—	・スクリーニング及び体表面除染の実施に係る応援要員の派遣を調整 ・所在県・関係周辺府県の域外でスクリーニング及び体表面除染の実施場所の確保を調整
		その他の構成団体・連携県	—	・スクリーニング及び体表面除染の実施に係る応援要員を派遣 ・所在県・関係周辺府県の域外でスクリーニング及び体表面除染の実施場所を確保
早期防護措置	OIL2 (地域生産物摂取制限、一時移転)	原子力事業者	—	—
		国	・一時移転範囲を決定 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に一時移転の実施を指示	・一時移転範囲を決定 【一時移転元】 ・一時移転範囲内の府県・市町村に一時移転の実施を指示 【一時移転先】 ・一時移転範囲外の府県・市町村、広域連合に一時移転の受入れの協力を要請
		所在県・関係周辺府県	・一時移転の実施	・一時移転範囲外の府県・市町村、広域連合に一時移転の受入れを要請 【一時移転元】 ・一時移転範囲内の市町村で一時移転を実施 【一時移転先】 ・一時移転範囲外の市町村で一時移転を受入れ
		広域連合	—	・一時移転(広域避難)の受入れを調整
		その他の構成団体・連携県	—	【一時移転元】 ・一時移転範囲内の市町村で一時移転を実施 【一時移転先】 ・一時移転範囲外の市町村で一時移転(広域避難及び府県内避難)を受入れ
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物に係るスクリーニング基準	原子力事業者	—	—
		国	・放射性物質濃度の測定範囲を決定 ・所在県、関係周辺府県に個別品目の放射性物質濃度の測定準備を指示	・放射性物質濃度の測定範囲を決定 ・測定範囲に含まれる所在県・関係周辺府県以外の府県に個別品目の放射性物質濃度の測定準備を指示
		所在県・関係周辺府県	・個別品目の放射性物質濃度を測定	・個別品目の放射性物質濃度を測定
		広域連合	—	—
		その他の構成団体・連携県	—	測定範囲内の府県で個別品目の放射性物質濃度を測定
	OIL6 (飲食物摂取制限)	原子力事業者	—	—
		国	【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 ・個別品目の放射性物質濃度の測定結果を収集・分析 【飲食物摂取制限】 ・濃度測定結果に基づき摂取制限品目を決定 ・所在県、関係周辺府県に飲食物摂取制限を指示 ・所在県、関係周辺府県に出荷制限を指示	【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 ・個別品目の放射性物質濃度の測定結果を収集・分析 【飲食物摂取制限】 ・濃度測定結果に基づき摂取制限品目を決定 ・所在県、関係周辺府県以外の府県に飲食物摂取制限を指示 ・所在県、関係周辺府県以外の府県に出荷制限を指示
		所在県・関係周辺府県	【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限を事業者、住民に要請 ・市町村、事業者に出荷制限を要請	【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限を事業者、住民に要請 ・出荷制限を市町村、事業者に要請
		広域連合	—	—
		その他の構成団体・連携県	—	【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限を事業者、住民に要請 ・出荷制限を市町村、事業者に要請

※緊急事態区分の「全面緊急事態」であるためPAZ内は避難を実施していることが前提

<防護措置実施フロー例> (原子力災害対策指針より)

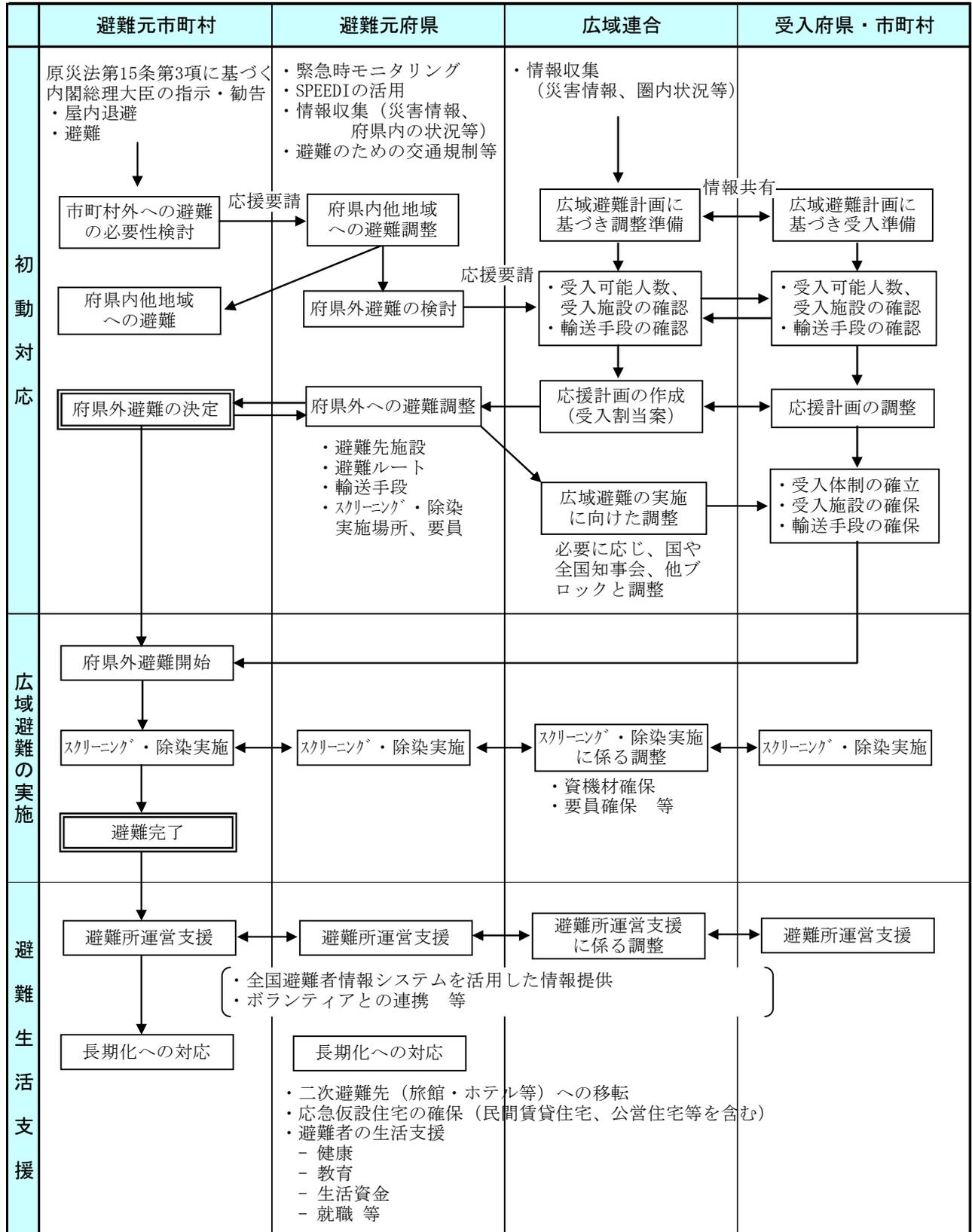


### 3 広域避難の調整

#### (1) 広域避難の調整

広域避難の調整は、以下により実施する。なお、所在県及び関係周辺府県が、広域連合及び構成団体・連携県と連携し、あらかじめ広域避難計画を策定することにより、迅速・確実な広域避難の調整に繋げる。

#### ○広域避難の流れ



## ① 避難元府県の役割

### ア 応援要請

避難対象区域を含む府県（以下「避難元府県」という。）は、当該区域を含む管内市町村（以下「避難元市町村」という。）と連携し、避難を要する者の総数、うち災害時要援護者の数、行政機関の避難の必要性等について速やかに把握するとともに、事態の進展、緊急時モニタリングの結果等を考慮して、自府県内での避難が可能かどうかを判断し、広域避難が必要である場合は、広域避難の受入れを広域連合に要請する。

### イ 避難者の輸送

避難元府県は、広域連合が作成する応援計画（受入割当案）に基づき、避難元市町村と連携し、避難者の輸送を実施する。また、受入府県及び受入市町村と連携し、国や原子力事業者、放射線技師会など関係機関・団体等の協力を得ながら、避難者（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を実施する。

### ウ 避難者への情報提供

避難元府県は、全国避難者情報システムを活用し、自府県外に避難した者に対して、生活支援情報などの情報提供を行う。

## ② 広域連合の役割

### ア 受入先の調整

広域連合は、避難元府県から広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、構成団体・連携県に受入可能人数・施設等を確認の上、応援計画（受入割当案）を作成し、避難元府県、受入府県・政令市及び他の構成団体・連携県に連絡する。関西圏域内だけでは避難者の受け入れができない場合には、国、全国知事会、相互応援協定等を締結している他ブロック等と調整を行う。

### イ 輸送手段の確保・調整

広域連合は、応援計画に基づく広域避難における輸送手段を避難元府県及び受入府県・政令市に確認し、不足する場合は、他の構成団体・連携県等からの支援を調整するとともに、国、鉄道・バス等の輸送機関に輸送手段の確保を要請する。

### ウ 避難状況の公表

広域連合は、関西圏域内の避難状況について、構成団体・連携県からの情報をとりまとめ、定期的に公表する。

## ③ 受入府県の役割

### ア 避難者の受入れ

受入府県・政令市は、避難元府県と連携し、広域連合が作成する応援計画に基づき、広域避難の受入れ（避難者の輸送、避難所等での受入れ）を実施する。

### イ 窓口の設置

受入府県・政令市は、避難者を受け入れるにあたり、避難元府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

### ウ 全国避難者情報システムの活用

受入府県・政令市は、受入市町村の協力を得て全国避難者情報システムを活用

し、避難者情報を避難元府県に提供するとともに、避難者に対し避難元府県等に関する情報を提供する。

## エ 避難者への生活支援

受入府県・政令市は、受入市町村が避難元市町村と連携して実施する避難所の運営を支援する。また、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行うほか、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。

## オ 避難の長期化等への配慮

受入府県・政令市は、避難者の避難生活が長期にわたると見込まれる場合は、避難元府県と調整の上、必要に応じ、二次避難先として、旅館・ホテル等への移転を支援するとともに、住居の斡旋や応急仮設住宅（民間賃貸住宅や公営住宅等のみなし仮設住宅を含む）の提供等について配慮する。

## (2) 避難者のスクリーニング及び除染の実施

広域避難を行う場合は、避難元府県は、避難元市町村及び受入府県・政令市と連携し、主要な避難経路上の大規模施設等にスクリーニングポイントを設置し、避難者のスクリーニング及び除染を実施する。

スクリーニング及び除染の実施に当たって、避難元府県は必要な資機材の確保や要員の確保について、国、原子力事業者、消防、警察、自衛隊その他関係機関・団体の協力を得るとともに、広域連合は他の構成団体・連携県からの応援を調整する。

なお、事態の進展が急速で、十分な準備を行う時間的猶予がなく、避難者一人ひとりに対してスクリーニングを行うと円滑な避難に支障を来すような場合は、同じ避難行動をとったグループの代表者に対してだけスクリーニングを行うなど柔軟な対応を検討する。

## (3) 災害時要援護者への配慮

### ① 広域避難時の配慮事項

災害時要援護者の広域移送に当たっては、その距離・時間が長くなり、要援護者の健康リスクが高まることが考えられることから、要援護者の健康状態に合わせて受入先となる地域や施設を変更するなど、柔軟な対応を行う。

避難元府県は、市町村及び関係機関と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要援護者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居等に努めるとともに、要援護者に向けた情報提供についても十分配慮する。

受入府県・政令市は、高齢者、障害者等の要援護者をそれぞれ適切な施設に受け入れるとともに、児童・生徒等の学校教育に関して配慮する。

広域避難をする際には、避難元府県と受入府県・政令市との間で、要援護者に関する情報共有を図り、避難先での要援護者の健康状態の把握や要援護者に避難元府県からの連絡が確実に行われる体制を構築する。

### ② 医療機関等の広域避難調整

病院等医療機関及び社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指

示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、施設入所者を他の医療機関や社会福祉施設等に避難させるとともに、その旨を速やかに管轄の府県に対し連絡する。

避難元府県は、当該府県内で入院患者、施設入所者の避難の受入れができない場合は、広域連合、国、周辺府県等に受入れを要請する。

広域連合は、入院患者、施設入所者の広域避難の受入要請があった場合は、速やかに構成団体・連携県と受入れを調整する。

#### (4) 市役所・町村役場の避難

避難元市町村は、市役所・町村役場庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた区域に含まれる場合、あらかじめ定めた避難先へ避難するとともに、その旨を住民等へ周知する。

構成団体・連携県は、管内の施設に市役所・町村役場の避難が行われる場合は、必要に応じて広域連合に調整を求め、避難先の施設を確保するとともに、円滑に避難が行われ、また、業務が継続して行われるよう、避難元市町村の求めに応じて、必要な支援を行う。

市役所・町村役場機関の避難を受け入れた府県は、避難元市町村の住民を含めた地方公共団体の一体性が確保されるよう配慮する。

### 4 飲食物の出荷制限、摂取制限

構成府県及び連携県は、O I Lの初期設定値に基づく国の指導・助言及び指示又は独自の判断により、飲食物中の放射性核種濃度の測定及び飲食物の摂取制限を実施する。

広域連合は、構成府県及び連携県が公表する検査結果を取りまとめ、ホームページ等で住民にわかりやすく情報提供を行う。

#### ○飲食物摂取制限に係るO I L（抜粋）

	基準の種類	初期設定値			防護措置の概要
早期防護措置	O I L 2	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg			

## 5 水質汚染対策

### (1) 水道水の摂取制限

水道事業者は、放射性物質の放出により水道水源が汚染されるおそれがある場合、国の要請・指示又は独自の判断により、水道水における放射性物質の濃度測定を実施する。測定結果が国の定める飲食物摂取制限の基準（O I L 6）を超過する場合には、国の指示に基づき、住民等に対して摂取制限を行うよう呼びかける。

また、水源や水道水が汚染されているおそれがある場合は、浄水処理の強化などの対策により水道水中の放射性物質の低減に努める。

構成団体及び連携県は、管内の水道事業者による迅速な対応が図れるよう、放射性物質による水源の汚染状況の把握に努めるとともに、広域連合及び各府県内の市町村・水道事業者と情報を共有する。

なお、水道事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後も、国が示した管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、摂取制限を継続する。

#### ① 緊急事態時

《水道水の摂取制限に係る基準（O I L 6）》

（単位：Bq/kg）

核種	基準値	備 考
放射性ヨウ素	300	原子力災害対策指針より
放射性セシウム	200	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	
ウラン	20	

#### ② 緊急事態解除後

《水道水の管理目標値》

（単位：Bq/kg）

核種	基準値	備 考
放射性セシウム	10	水道水中の放射性物質の管理目標値（厚生労働省通知により H24. 4. 1 から適用）

### (2) 飲料水の確保

広域連合は、水道水の摂取制限が行われている区域を管轄する府県からの要請に基づき、構成団体及び連携県が備蓄する保存飲料水の提供を調整する。

給水車による応急給水については、全国の水道事業者等で構成される（社）日本水道協会の相互応援の枠組みにより実施される。広域連合及び構成団体・連携県は、（社）日本水道協会、国、所在県、関係周辺府県等と連携し、水源・水道水の汚染や摂取制限の状況、給水の充足状況などの情報を共有するとともに、（社）日本水道協会による給水活動が円滑に実施されるための協力を行う。

## 6 緊急被ばく医療

### (1) 緊急搬送の要請への対応

広域連合は、所在県及び関係周辺府県から重篤な被ばく者の二次または三次被ばく

医療機関への搬送について要請があった場合は、速やかに構成団体・連携県と連携し、搬送手段の確保を行うとともに、国に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。

## 7 住民への的確な情報伝達

不正確な情報による社会的混乱を防止するとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するためには、正確で分かりやすい情報を速やかに広報することが重要である。広域連合及び構成団体は、住民から寄せられる問合せ、要望、意見等に適切に対応できる体制を整備する。

### (1) 住民への情報提供・広報の実施

#### ① 原子力災害対策の特殊性への配慮

広域連合及び構成団体・連携県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつわかりやすい情報を速やかに公表する。

#### ② 住民のニーズに即した情報の提供

広域連合及び構成団体・連携県は、住民等のニーズを把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺地域の住民等に役立つ正確かつ詳細な情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。

なお、その際、住民の安心感の醸成に資するよう配慮するとともに、災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に確実に情報が伝わるよう配慮する。

#### ③ 住民等の生活環境等を考慮した手段による情報伝達

広域連合及び構成団体・連携県は、住民等の生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、多様な情報伝達手段を用いるよう配慮する。

情報伝達手段については、報道機関の協力を得るとともに、自主広報媒体（ホームページ、電子メール、ソーシャルメディア等）、コミュニティ放送局、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアを活用する。

また、広域連合は、当該災害にかかる総合的な情報を掲載したポータルサイトを開設することなどにより、住民等が情報を容易に入手できるよう努める。

### (2) 住民等からの問合せに対する対応

構成団体・連携県は、国、原子力事業者等と連携し、住民等からの問合せに対応する相談窓口を速やかに設置する。相談窓口には、原子力災害の特殊性を踏まえた対応のできる人員を配置するほか、相談対応を通じて住民等のニーズを見極め、必要とされる情報の収集・整理を行い、ホームページ等で随時情報発信を行う。

## 【復旧・復興段階】

本節では、原災法第15条第4項に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示すが、これ以外の場合であっても、必要に応じ、本節に示した対策に準じて対応する。

### 8 モニタリング情報の共有・発信（継続）

広域連合は、原子力緊急事態解除宣言発出後も、構成団体及び連携県が実施するモニタリング情報を共有するとともに、わかりやすい形で住民等に情報発信を行う。

### 9 被災者の生活支援

広域連合及び構成団体・連携県は、所在県及び関係周辺府県が国の原子力被災者生活支援チーム等と連携して実施する原子力災害事後対策や、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保、さらには移住も含めた避難者の生活支援について、関係機関・団体と連携し、必要な支援を行う。

### 10 風評被害等の影響の軽減

#### （1）風評被害の抑制

原子力災害では、農林水産物、鉱工業製品、観光入込、企業誘致はもとより、被災者・地域住民の人権問題に至るような風評被害が発生するおそれがある。

風評被害の拡大は、正確な情報が適時に提供されず、先行き不透明感が長期にわたって続くことから生じる場合が多い。

広域連合及び構成団体・連携県は、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、国及び関係機関・団体と連携し、農林水産物、鉱工業製品、地場産品等の流通の促進、観光入込や企業誘致の維持・回復に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

農林水産物については、府県及び市町村が行う放射性物質モニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるとともに、スーパーなどの小売店の店頭においても同検査や自主検査結果などを周知するよう取組を促進する。

また、観光分野においては、誘客キャンペーン、物産展などPR活動に積極的に取り組むとともに、市町村や地域団体と連携した集客対策を行うなど、自粛ムードの払拭へ向けた地域での取り組みを促進する。

#### （2）被災中小企業等に対する支援

構成団体・連携県は、国と連携し、被害を受けた中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

### 11 放射性物質による環境汚染への対応

広域連合は、構成団体・連携県と連携し、国、関係府県・市町村、原子力事業者等が実施する放射性物質による環境汚染に対する除染等の措置について、所在県・関係周辺府県等からの要請に応じ、必要な支援の調整を行う。

## 12 原子力損害賠償

原子力災害は一般的にはその災害の原因となる事故に係る原子力事業者に一義的な責任があるため、福島第一原子力発電所事故の対応と同様に、「原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）」による損害に係るものとして、初動段階から復旧・復興段階に至る各般の対応措置が原子力事業者の負担の下に確実に実施されるよう、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国及び原子力事業者に働きかけていく。